



茨城県

2025年度 国の施策及び予算に関する提案・要望

2024年6月

茨 城 県

提 案 ・ 要 望 書

茨城県政の推進につきましては、日頃から格別のご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちは今、加速度的な人口減少や生産年齢人口の急減に直面するとともに、激動する国際情勢、「地球沸騰化時代」と言われるほどの気候変動、さらには、生成AIをはじめとするデジタル技術の驚異的な進歩など、将来を見通すことが困難な時代の転換点に立っております。

このような時代の荒波を乗り越えていくためには、「生産性」が高く豊かで経済力のある社会を構築するとともに、「安心して暮らせる社会基盤」をしっかりと充実させていくことが不可欠であると考えています。

こうした中、本県では、「第2次茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦～」に基づき、変化や失敗を恐れず、新しいことに積極果敢に挑戦することで、「豊かさ」「安心安全」「人財育成」「夢・希望」の4つのチャレンジを常に進化・加速させていくこととしています。

社会の様々な変化を的確に捉えながら、県民の皆様と力を合わせ、新しい発想で、諦めず挑戦を続けることで、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

つきましては、本県県政の推進に必要な政策・制度の創設など、国の施策及び予算に関する提案・要望を以下のとおりとりまとめましたので、2025年度の予算編成あるいは今後の施策展開において、実現のために特段のご高配をお願い申し上げます。

2024年6月

茨城県知事 大井川 和彦

目次

I 新しい豊かさへのチャレンジ

1	雇用対策の推進について	1
2	経済の好循環実現に向けた最低賃金の引上げについて	3
3	企業の立地ニーズに応じた新たな産業用地の開発の促進及び 立地企業に対する税制支援の延長について	5
4	大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備推進等について	6
5	宇宙ベンチャー等が活動しやすい環境づくりと宇宙活動を支える 総合的基盤の強化について	8
6	電源地域の振興について	10
7	農地関連法制の見直しについて	12
8	新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について	14
9	DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援の充実について	16
10	持続可能な観光地域づくりに向けた支援について	17
11	霞ヶ浦・北浦、涸沼に係る総合的な環境保全対策の充実強化について	18
12	有害動植物対策の技術的・財政的支援について	20
13	地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した再生可能エネルギーの 導入促進について	21
14	次世代自動車の普及促進に向けた急速充電インフラ整備の推進について	23
15	本県の臨海部におけるカーボンニュートラルの推進並びに 鹿島臨海工業地帯の競争力強化及び強靱化について	24
16	カーボンニュートラル社会の実現に向けた支援について	27
17	循環型社会形成の推進について	28

II 新しい安心安全へのチャレンジ

1	医師の確保等について	29
2	福祉人材確保のための職員の処遇改善について	32
3	医療保険制度の見直しについて	33
4	医薬品の安定供給について	34
5	介護保険制度の見直し等について	35
6	地域公共交通維持確保に向けた取組について	36
7	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策に係る財政措置等の見直しについて	38
8	民間獣医師の活用等に向けたと畜検査制度の見直しについて	39
9	水資源開発事業の推進について	40
10	神栖市におけるヒ素汚染対策について	41

11	安全安心を実感できる「いばらき」の確立について……………	43
12	性犯罪・性暴力被害者支援の充実について……………	45
13	災害に強い体制づくりについて……………	46
14	激甚化・頻発化する洪水への防災・減災対策の加速化について……………	49
15	産業廃棄物の不適正処分への対応に向けた法整備について……………	51
16	土砂等の不適正処分への対応に向けた法制度の拡充について……………	53
17	原子力災害対策について……………	54

Ⅲ 新しい人財育成へのチャレンジ

1	未来を担うたくましい人づくりについて……………	59
2	小・中学校及び義務教育学校の適正配置等について……………	64
3	少子化対策の充実について……………	65
4	地方における外国人材の活躍促進について……………	68
5	難民の受入れを通じた国際社会に開かれた社会づくりの推進について……………	70

Ⅳ 新しい夢・希望へのチャレンジ

1	日本の成長を支える国際政策の取組について……………	72
2	スタートアップ・エコシステムの形成について……………	74
3	データ連携基盤の整備について……………	75
4	デジタル・デバイド対策の推進について……………	76
5	条例公布手続における「電子署名」の追加について……………	78
6	統計調査手法の見直しについて……………	79
7	広域道路ネットワークの強化・充実等について……………	80
8	地方への人の流れを加速する都市鉄道ネットワークの強化について……………	82
9	気象庁地磁気観測所の移転について……………	84
10	「地方創生回廊」の東日本大震災被災地域への拡大と、 被災地復興に向けた高速鉄道の整備について……………	85
11	我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について……………	86
12	茨城空港について……………	87

Ⅴ 地方創生及び地方分権改革の推進

1	地方創生の推進について……………	88
2	地方分権改革の推進について……………	91

雇用対策の推進について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、経済産業省、内閣府、内閣官房

＜提案・要望の内容＞

少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、企業における人材確保が困難となる中、年齢、性別、国籍や障害の有無などに関わらず、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めるとともに、企業の生産性を向上させるため、働き方改革を実現させる取組が求められております。

また、デジタル化や脱炭素化の進展により産業構造の急激な変革が見込まれる中、持続的に産業を発展させていくためには、成長産業・分野への円滑な労働移動を促進することが重要であります。

さらに、中長期的な視点から人材確保に努めている企業を支えるため、これらの企業に対するきめ細かな支援が必要であります。

以上の状況を踏まえ、地方における雇用対策の推進に向けて、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現のため、働き方改革推進支援助成金等による長時間労働の是正を進めるとともに、人材確保等支援助成金（テレワークコース）やIT導入補助金等の支援策の充実によるテレワークの促進など中小企業における多様で柔軟な働き方を推進すること。
- 2 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、充実した職業生活を送るためには、男女ともに仕事と家事・育児等の両立が必要であることから、円滑な育児休業の取得や職場復帰、代替要員確保を促進する両立支援等助成金等による支援を継続するほか、「えるぼし認定」や「くるみん認定」の取得企業に対する助成措置等の充実などにより同認定制度の普及促進を図ること。
- 3 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労・職場定着を支援する体制の強化に加え、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等により、障害者の就労促進策の充実・強化を図ること。
- 4 成長産業・分野への円滑な労働移動の促進のため、年功序列賃金をはじめと

した日本的雇用慣行の見直しや解雇規制の在り方について労使双方の立場に立った抜本的な議論を進めるなど、これまでの労働政策の見直しに向けた検討を加速化すること。

- 5 都道府県が実施している技能検定制度について、若年者に対する技能検定手数料の減免措置は、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のために重要な支援であることから、国の補助対象を縮小することなく、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

経済の好循環実現に向けた最低賃金の引上げについて

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、経済産業省、財務省

＜提案・要望の内容＞

持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、労働者の賃金水準の向上を図ることが重要であります。

最低賃金の額は、複数の経済指標を踏まえて各都道府県を振り分けたランク毎に示される引上げの目安を参考に、各労働局長によって決定されておりますが、本県の経済指標は全国9位である一方、最低賃金の額は15位と乖離が生じております。

本県では、これまでも茨城労働局長や茨城地方最低賃金審議会の委員に対し、最低賃金に経済実態が正しく反映されていないことや、近県と比べ、景気動向指数や有効求人倍率等が高い状況にあることなど、データを用いながら、様々な機会を捉えて説明しているところですが、依然として近隣他県との格差が是正されておられません。この格差の是正は、人材確保の観点からも早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

また、物価高騰が続いており、労働者の生活に大きな影響を及ぼしていることから、生活水準を維持するためにも賃金の底上げが必要であります。

一方、最低賃金が引き上げられても、労働者が税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を超えないよう就業時間を抑えれば、企業は人手不足となるほか、収入も増加しないという問題に繋がります。

以上の状況を踏まえ、地方における最低賃金の引上げに向けて、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 地域間格差の拡大につながっているランク分け制度を廃止し、中央最低賃金審議会が提示する地域別最低賃金額改定の目安については全国一律とすること。

また、地方において、より自主的に地域の経済実態を踏まえて最低賃金額を決定できる仕組みとすること。

- 2 最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業所への支援を強化すること。
- 3 パートなどの短時間労働者が、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を意識して労働時間を抑えることがないように、労働者本人の希望に応じて働くことができる環境を整備すること。

企業の立地ニーズに応じた新たな産業用地の開発の促進 及び立地企業に対する税制支援の延長について

＜提案・要望先＞ 経済産業省

＜提案・要望の内容＞

本県では、圏央道の県内区間の全線開通などにより、圏央道周辺を中心に企業立地が進んでおり、さらに、令和4年(2022年)度から順次、圏央道の4車線化が進むことなどから企業の立地ニーズがより高まっていくことが見込まれています。

このような企業の立地ニーズがある地域を的確にとらえ、新たな産業用地の開発の促進を図ることにより、本県産業の躍進につなげていくため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 地域未来投資促進法第18条における農地転用等の特例措置において、具体的な立地企業が確定していなくとも、一定面積の企業の引き合い等があれば、一定の規模について、農地転用の特例措置が適用できるよう、適用範囲の拡大を講じること。
- 2 地域未来投資促進法第18条における市街化調整区域の開発許可等の特例措置において、対象施設が限定されているため、既存工場の拡大等の事例においては、開発許可等の特例措置が適用できるよう、適用範囲の拡大を講じること。
- 3 地域未来投資促進税制は、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出する企業の投資を促し、ひいては地域経済の活性化や地域雇用の増加に資する重要な制度であることから、令和7年(2025年)度以降も適用されるよう延長措置を講じること。

大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備推進等について

＜提案・要望先＞ 文部科学省、財務省、（国研）日本原子力研究開発機構、
原子力規制庁

＜提案・要望の内容＞

本県は、つくば・東海の最先端科学技術や、我が国を代表するものづくり産業等の集積を活かして、イノベーションを絶えず生み出し、21世紀の日本の科学技術及び産業をリードする活力あふれた県づくりを進めております。

とりわけ、東海・大洗・那珂地区におきましては、世界最高性能の大強度陽子加速器施設（J-PARC）をはじめ、日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構、大学等の原子力関連施設が集積し、新産業の創出を目指した物質・生命科学の研究や、環境に優しい次世代エネルギーの開発研究、高レベル放射性廃棄物の管理期間の短縮につながる研究など、世界をリードする多様な研究開発が進められており、我が国の原子力研究開発の中心的役割を担っております。

つきましては、こうした研究成果を最大限に活かし、新事業・新産業の創出やエネルギー・環境問題の解決を図るとともに、次世代の研究開発を担う人材の育成、さらには国内外の専門人材が集まる研究・教育拠点の形成など本県の発展に結び付けるため、下記事項について特段のご配慮を願います。

記

- 1 J-PARCにおける最先端の研究を継続させるため、年間を通じ安定的な運転を行うとともに、施設の安全が不断に確保されるよう、高エネルギー加速器研究機構及び日本原子力研究開発機構に対し、適切に指導・監督を行うこと。
- 2 J-PARCが有する世界最高水準の性能を十分に発揮し、研究開発を促進するため、年間を通じた運転に係る予算を確実に確保すること。
また、J-PARCで計画されている核変換の研究は、高レベル放射性廃棄物の管理期間の大幅な短縮が期待される、本県にとって大変意義のある技術開発であることから、所要の財源措置を行い、早期に実験施設の整備に着手すること。
- 3 陽子ビームの強度を上げることにより、短時間で多くの実験が可能となり、産業界の研究促進が見込まれることから、J-PARCの所期性能である

1 MW運転の安定化を図ること。

また、産業界の更なる利用促進のため、J-PARCのビーム利用料金の低廉化を図るとともに、研究開発を支援する体制の充実を図ること。

4 最先端の核融合研究を推進し、世界的研究拠点の形成につなげるため、量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所におけるITER計画を補完・支援する試験装置JT-60SAの実験運転及び研究開発を日欧共同で行なえるよう、引き続き予算を確実に確保すること。また、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略の策定を踏まえ、国内外の大学・研究機関や産業界との連携強化を進め、フュージョンテクノロジー・イノベーション拠点としての研究基盤・支援環境の充実を図ること。

5 日本原子力研究開発機構大洗研究所における高温ガス炉（HTTR）については、優れた安全性を有するとともに、その高温熱を利用した発電に加えカーボンフリー水素の製造が期待されていることから、グリーン成長戦略に貢献し、水素社会の実現に向けた取組を加速させるため、必要な予算を確保するなどその試験研究の推進を図ること。

宇宙ベンチャー等が活動しやすい環境づくりと 宇宙活動を支える総合的基盤の強化について

＜提案・要望先＞ 内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、
(国研) 宇宙航空研究開発機構

＜提案・要望の内容＞

宇宙活動が従来の官主導から官民共創の時代を迎えている中、宇宙基本計画（令和5年(2023年)6月改定）においては、商業化を見据えた政策や宇宙技術戦略に基づく技術開発の強化、さらには宇宙開発の中核機関である宇宙航空研究開発機構（JAXA）の役割・機能強化が示され、これらの方針を踏まえ、新たにJAXA宇宙戦略基金が創設されるなど、民間事業者が主体となって宇宙活動に取り組む環境がさらに整いつつあります。

しかしながら、宇宙産業は、事業化までに多くの年月と資金調達を必要とするにもかかわらず、国内では市場規模や国際競争力から持続的な収益確保はまだまだ困難とされており、また、高度な技術や品質、法規制等への対応、ユースケースが求められるなど参入障壁が高いことから、宇宙ベンチャーをはじめ民間事業者の挑戦を促すためには、より一層活動しやすい環境づくりを進めることが求められます。

とりわけ、宇宙機器分野は、他の産業と比較して要求される技術・品質水準が高いうえ多品種少量生産であり、さらに、参入を果たしても需要が不安定で事業採算性が見込みにくいなどその特殊性から、撤退する事業者もあり、供給面においてリスクを抱えております。今後、海外からの輸入に依存しない安定した部品・コンポーネントの供給を実現するためには、地域の高度なものづくり企業を主体とした量産体制やサプライチェーンの自立化が重要であります。

全国に先駆け、平成30年(2018年)に宇宙ビジネス創出自治体に選定された茨城県においては、JAXA筑波宇宙センターをはじめ最先端の研究機関・大学、多様なスタートアップ、高度なものづくり企業群が立地する本県の強みや地域特性を活かし、宇宙ベンチャー等の創出・誘致と、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を一層推進するとともに、宇宙産業において課題とされる、宇宙機器の量産体制やサプライチェーンの自立化など、当該産業の基盤強化に取り組み、本県のみならず我が国の宇宙産業の拡大に貢献したいと考えております。

については、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 宇宙ベンチャーをはじめ民間事業者の挑戦を促すため、JAXA等の国プロジェクトにおける民間からの調達拡大や、JAXA研究者・技術者との共同研究等の推進、実証機会の拡大及び宇宙専門人材・投資家との連携などを一層推進すること。
- 2 地域の高度なものづくり企業を主体とした宇宙機器の量産体制やサプライチェーンの自立化に向けて、本県が全国の先導モデルとなることを目指して実施する、企業内の宇宙人材の育成や、大手宇宙ベンチャーと地域企業とのマッチングなどの取組に対して、その後押しとなる支援を行うこと。
- 3 宇宙産業に適した地域特性を活かし、宇宙ビジネスの創出に取り組む本県への宇宙関連企業の研究開発・製造拠点の立地が一層促進され、ひいては我が国の宇宙産業基盤の強化につながるよう、JAXA宇宙戦略基金をはじめ、民間事業者等に対する支援にあたっては技術的視点のみならず、例えば、地域との連携を加点要素とするなど、企業の集積を促進する政策的視点を取り入れること。

電源地域の振興について

<提案・要望先> 文部科学省、経済産業省

<提案・要望の内容>

電源三法交付金については、電源地域における県民生活の安定、地域活力の回復及び地域振興などで重要な役割を果たしているところですが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故や原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

1 原子力災害対策指針では、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく必要がある区域として原子力災害対策重点区域が定められており、当該区域内の市町村においては原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画の策定、住民への防災対策等に係る情報提供等、必要な対策が求められているところである。

しかしながら、当該区域内の市町村は必ずしも電源三法交付金の対象地域とはされておらず、これらの市町村においても地域振興等を通じた住民理解の向上は必要と考えられることから、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、電源三法交付金の対象地域を当該区域まで拡大するなど必要な見直しを図ること。

特に、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことが出来る給付金であり、これらの地域に対し、東京圏などの電力消費地が享受する恩恵の一部を還元するための重要な制度であることから、住民福祉のさらなる向上を図るため、対象地域について、当該区域まで拡大するとともに、給付額についても、平均的な年間電気料金の半額程度の水準まで引き上げることにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

2 電源三法交付金の交付対象施設について、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えること。特に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所に立地する2施設（HTTR、OWTF）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所に立地する1施設（JT-60SA）の計3施設を交付対象施設とすること。

また、交付金の適用期間について、発電所の運転終了で終わることなく完

全撤去まで延長すること。

- 3 電源立地地域対策交付金のうち電力移出県等交付金相当部分の算定について、平成 23 年（2011 年）度交付分から火力発電施設の算定係数引下げなどの見直しがなされたところであるが、原子力発電施設の運転停止に伴い、電力供給において重要性を増している火力発電施設に係る算定係数の引上げを図ること。
- 4 電源立地地域対策交付金のうち、発電実績に応じて交付される電力移出県等交付金相当部分や原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の算定において、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間については、引下げ前の水準である発電量の 81%を算入できる「みなし規定」を適用すること。
- 5 電源立地地域対策交付金のうち水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、水力発電施設周辺自治体の持続的な発展と振興のために、交付期間の恒久化を図るとともに、最低保証額の引上げ等の交付水準の改善を図ること。

農地関連法制の見直しについて

＜提案・要望先＞ 農林水産省

＜提案・要望の内容＞

急激な人口減少が進展する中で、農業を維持・発展させていくためには、農業で十分な所得が得られる「儲かる農業」を実現することが重要であり、本県においては、「茨城農業の将来ビジョン」に基づき、地域農業の牽引役となる強靱な担い手を創出し、こうした担い手が農地を適切に維持・活用することにより、本県農業の更なる発展を目指しているところであります。

一方、農地の確保にあたっては、国と地方が政策目標を共有し、相互の協力の下で、地域における営農の実情を踏まえ真に守るべき農地を見定めつつ、地域住民に身近な地方自治体が主体となって、地域の社会発展に必要な土地利用を総合的に考えながら進めていくことが重要であります。

こうした中、今通常国会に提出されている農業振興地域の整備に関する法律の改正案には、都道府県において確保すべき農用地の面積目標達成に向けた措置の強化が盛り込まれており、都道府県は、市町村から農用地区域からの集団的農用地の除外に係る協議があった場合、当該都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り同意することができる旨が追加される内容となっています。

しかしながら、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」で定められる都道府県の面積目標の設定基準は、実現性を欠いた面積がほぼ機械的に算定される構造となっており、こうした基準に基づき設定される面積目標の達成状況によって農用地区域からの除外が制限されることは合理的ではないと考えます。

また、本来、農地を含めた土地の利用については、地方自治の本旨に基づき、地方が自らの意思と責任の下で主体的に判断し、合理的に進められることが極めて重要であり、今回の見直しにより、地方自治体の主体的な土地利用が妨げられ、地域の社会発展の自由度が阻害されることは、社会・経済構造の固定化をも招きかねず極めて憂慮すべきことと考えております。

さらに、急激な人口減少の進展により、農業生産の制約要因がむしろ脆弱化するマンパワーにあると考えられる中、そうした状況を踏まえた適切な農地の維持・確保に向けた対策を総合的に講ずることが必要であります。

このため、農地関連法制の見直しにあたっては、地方自治体の自主性・自立性に配慮した対応を行うよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 都道府県が確保すべき農用地等の面積目標の設定基準について、施策効果として加味する「農用地区域への編入促進」や「荒廃農地の発生防止」、「荒廃農地の解消」に係る基準については、地域の実態を柔軟に反映できる基準に見直すこと。

また、「その他各都道府県において独自に考慮すべき事由」に係る基準については、目標年次までの間に実施する地域振興上必要な事業の計画を適切に反映できるような基準とすること。

- 2 農用地区域からの除外や農地の転用について、地域住民に身近な地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

また、地方自治体が地域振興上特に必要と認める事業の推進に必要な場合における市街化区域編入に係る農林調整において、編入区域の妥当性については地方自治体の意向を尊重すること。

- 3 農地を含めた土地の利用については、地方自治の本旨に基づき、地方自治体が自らの意思と責任の下で主体的に判断し、合理的に進めていくことが極めて重要であるため、国による土地利用規制は必要最小限とすること。また、急激な人口減少を踏まえての適切な農地の維持・確保に向けた対策を総合的に講ずること。

新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について

＜提案・要望先＞ 農林水産省

＜提案・要望の内容＞

農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育むなど、多面的機能を発揮しているところでありますが、一方で、農林漁業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大などの問題が深刻化しています。

こうした中、国は平成 25 年(2013 年)12 月に、農林水産業を産業として強くしていく政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策を車の両輪とした「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し政策を展開するとしており、このプランで示された基本方向を踏まえ、令和 2 年(2020 年)3 月に「食料・農業・農村基本計画」が見直され閣議決定されました。

若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を実現するためにも食料・農業・農村基本計画に関する施策を着実に推進することが重要であります。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 担い手への農地の集積・集約化を一層進めるため、農地中間管理事業については、機構集積協力金の堅持など現行制度を安定的に継続するとともに、地方に新たな財政負担が生じることのないよう、十分な予算措置を講ずること。
- 2 経営所得安定対策については、施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるようにすること。特に飼料用米等の戦略作物に係わる対策については、戦略作物等への転換を行った地域において定着が図られるよう、安定的・継続的な制度とすること。
また、国産への需要が高まっている麦、大豆については、急激な資材高騰等により農業所得が減少することがないよう十分な交付金単価を維持し、必要な予算額を確保すること。
なお、需要に応じた米生産については、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、行政・生産者団体・現場が一体となって、需要に応じた米生産に取

り組むこととしているが、これを実効性のあるものとするため、全国的な需給バランスの確保について、国において引き続き配慮すること。

さらに、今後の米価下落においても米の再生産が可能となるような制度を構築すること。併せて、米の需給改善のため、米の消費拡大について効果的な対策を講ずること。

- 3 農業農村整備事業については、食料の安定供給と農業の持続的発展のため欠かすことのできない事業であり、計画的に事業を推進していくため、令和7年(2025年)度の事業実施に必要な予算を確保すること。

DMO構築による観光地域づくり推進体制の 強化に向けた支援の充実について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、観光庁

＜提案・要望の内容＞

観光先進国の実現に向けて、観光の国際競争力を高め、観光を我が国の基幹産業とするためには、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）の形成が不可欠であります。

DMOが観光地域づくりの舵取り役として活動するためには、地域に根ざして長期にわたり観光地域づくりの中核となる人材の育成・確保や戦略の実施に要する安定的かつ継続的な財源が必要ですが、DMOの母体の多くが観光協会等となっており、それらの経営基盤は脆弱なものが多いため、財源の確保について、公的な支援が必要であります。

DMOの形成と、継続的な発展を促進するため、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 DMOとしての活動を確立するため、地域の観光産業を支える専門人材及びスタッフ人材の長期的な育成や確保・定着について、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。
- 2 DMOが策定した戦略に基づき実施する、地域資源の磨き上げや観光客の受入体制の整備等の各種の取組について、各省庁が連携し、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。

持続可能な観光地域づくりに向けた支援について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、観光庁

＜提案・要望の内容＞

新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した観光需要については、回復傾向にあるものの、コロナ禍において借り入れた資金の返済をはじめ、人手不足やロシアによるウクライナ侵略など世界規模での不確実性の影響を受けた物価高騰などへの対応、さらには、感染症拡大を契機とした、ライフスタイルや価値観の多様化や、団体旅行から個人旅行への転換、ワーケーション等の新たな旅のスタイルの普及など、旧来の観光地では、対応しきれないニーズが生まれており、今後、観光業界においては、事業再構築を含めた事業継続や生産性向上に向けた取り組みを講じていく必要があります。

観光業界がこの苦境を乗り越え、アフターコロナの反転攻勢につなげるためには、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光地域づくりを進めていく必要があるため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

アフターコロナにおいて、観光需要は回復傾向にあるものの、宿泊事業者をはじめとした観光業界では、コロナ禍での従業員の離職によりさらに深刻化した人手不足に加え、物価高騰の長期化による影響など依然として厳しい状況にあることから、生産性向上や観光資源の高付加価値化、省エネルギー化など、持続可能な観光地域づくりに向けた観光事業者の取組について、積極的に支援を講じること。

霞ヶ浦・北浦、涸沼に係る総合的な環境保全対策の 充実強化について

＜提案・要望先＞ 環境省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本県は、霞ヶ浦をはじめとする豊かな湖沼環境を有しており、これまで、水質の浄化や生物多様性の保全など湖沼をとりまく環境問題に取り組んできたところでもあります。

霞ヶ浦については、5年毎に策定する「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」や、平成19年(2007年)度に制定した「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」に基づき、平成20年(2008年)度に導入した森林湖沼環境税を活用しながら、生活排水対策や農地、畜産対策を重点的に取り組んでいるところです。

その結果、流域の汚濁負荷量の削減は進んでいるものの、霞ヶ浦の湖内のCODは概ね横ばいで推移しており、依然として同計画に位置付ける長期ビジョンとは隔たりがあります。

このため、流域の負荷削減対策とともに、湖内対策にも一層取り組む必要があります。

一方、関東唯一の汽水湖である涸沼は、スズガモなどの多数のカモ類をはじめ88種以上の鳥類が確認されているほか、魚類ではニホンウナギ、昆虫類ではヒヌマイトトンボなどの絶滅のおそれのある種の生息が確認されており、平成27年(2015年)5月には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として、そこに生息する動植物の保全と、その賢明な利用を促進することを目的とするラムサール条約へ登録されたところです。

つきましては、霞ヶ浦に係る環境を保全し、持続可能な利用を図るとともに、地域と一体となった涸沼の豊かな自然環境の保全と賢明な利用を通じた地域振興を図るため、下記事項について要望いたします。

記

1 湖内対策等の推進について

霞ヶ浦・北浦については、管理者である国において、水質浄化等のため次の措置を講ずること。

- (1) これまで実施してきたしゅんせつや覆砂などの試験結果を踏まえ、効果的かつ持続的な湖内対策に取り組むこと。

特に北浦は、湖内のCOD等が高いことから、新たな汚濁負荷削減対策を速やかに検討し、実施すること。

- (2) 湖内湖浄化施設（ウェットランド）の整備を図るとともに、既存施設のモニタリング調査を実施し、必要に応じ堆積土砂の除去や施設改良を行うこと。また、環境や景観にも配慮した湖岸植生や砂浜の保全・再生に努めること。
- (3) アオコ発生による環境や水質への悪影響を防止するため、巡回監視による発生状況の確認を行うとともに、アオコの発生が見られた場合は、速やかにフェンスの設置や送水ポンプの運転等による河川への遡上防止及び回収を図ること。

2 水質保全意識の高揚等について

水質保全に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、霞ヶ浦水質浄化のための各種対策の実施状況やその効果について、積極的な情報発信を行うこと。

また、県や市町村と連携し、県民や市民団体による水質保全活動を支援すること。

3 高度処理型浄化槽の設置促進について

富栄養化の原因である窒素・リンの除去能力が高い高度処理型浄化槽の設置を一層促進するため、今後も必要な予算を確保すること。

- 4 涸沼の保全と賢明な利用、それらを支える交流・学習を推進する拠点施設「涸沼水鳥・湿地センター」（仮称）については、令和6年(2024年)度中に開館させるとともに、その後の有効活用に向け、本施設の周辺整備などにおける地元自治体の取組を積極的に支援すること。

有害動植物対策の技術的・財政的支援について

<提案・要望先> 環境省、農林水産省

<提案・要望の内容>

国においては、農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ・イノシシについて、平成25年(2013年)度に10年間で個体数を半減させる目標を設定し、抜本的な鳥獣捕獲強化対策に取り組んできたところですが、令和3年(2021年)度の推定個体数の実情を踏まえ、令和5年(2023年)度にシカ・イノシシの更なる捕獲強化対策と捕獲目標の見直しを行ったところです。

また、クマについても、全国的な被害拡大を踏まえ、令和6年(2024年)度に新たに指定管理鳥獣に追加され、その対策について強化が図られていくこととなったところです。

こうした中、その対策を進めるにあたっては、必要な予算が確保されることが重要であります。

一方、近年、特定外来生物に指定されている動植物が急速に繁殖・拡散しており、生態系の破壊や農業被害など様々な影響が懸念されます。

特に、外来水生植物のナガエツルノゲイトウやクビアカツヤカミキリ及びツヤハダゴマダラカミキリなどの外来カミキリについては、効果的・効率的な防除方法が確立されておらず、また、長期間にわたり継続して防除を実施する必要があり相当額の経費を要するため、本県を含め全国的な課題となっており、国が前面に立って対策に取り組む必要があります。

つきましては、有害動植物や特定外来生物による被害の防止を図るため、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 ニホンジカ、イノシシ等の適正管理の目標達成に向けて、さらに捕獲圧を高めるため、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る交付金のさらなる拡充を図ること。
- 2 特にナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物対策については、国研究機関等において、早急に抜本的な防除方法を開発するとともに、防除事業に対する十分な財政措置の拡充を図ること。

地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した 再生可能エネルギーの導入促進について

＜提案・要望先＞ 環境省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

パリ協定の目標達成に向け、令和3年(2021年)に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が法の基本理念として位置付けられるなど、気候変動への緩和と適応の取組をさらに強力に推進することが求められており、このためには、国と地方自治体、事業者等多様な主体の連携を強化することが重要であります。

本県は温室効果ガス排出量の約6割が産業部門からの排出であり、その大部分は現在の技術では化石燃料からの脱却が困難な業種からの排出であることから、脱炭素社会を実現するためには、産業部門の抜本的なエネルギー構造転換が必要です。

また、再生可能エネルギーについては、固定価格買い取り制度開始以降、本県では太陽光発電施設が急速に拡大し、全国第1位の導入量となっています。一層の普及促進のためには、適正な導入等とともに、地域の活性化につながる仕組みをつくる必要があります。さらに、国においては、地方公共団体が保有する施設を含む公共部門における太陽光発電の導入目標を設定し、地方公共団体における導入推進を図ることとしております。

つきましては、地球温暖化対策について、より積極的かつ具体的な施策の推進を図るとともに、地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 県が実施する温室効果ガスの排出抑制策や気候変動の影響に対する適応策等に対し、技術的・経済的支援を行うこと。
 - (1) 地方公共団体や地域地球温暖化防止活動推進センターが行う、地域及び事業者向けの地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対して、十分かつ継続的な支援を行うこと。
 - (2) 地方公共団体や地域気候変動適応センターが行う、地域における気候変動適応に関連する情報の収集・分析・提供等の活動に対して、十分かつ継続的な技術的・財政的支援を行うこと。

(3) 電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績をはじめ、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定に必要な不可欠な情報について、国の主導により開示する仕組みを作ること。

(4) 地方公共団体の保有する施設における、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に対して、十分かつ継続的な財政的支援を行うこと。

2 地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するための仕組み等を構築すること。

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の認定を受けない再生可能エネルギー発電施設について、適正導入に繋がるよう、安全性を担保するための設備の義務付けや、国による設備情報、導入容量の公表等、FIT法と同様の仕組みを構築すること。

(2) FIT法に基づく認定を行う際、地域の小売電気事業者が、発電した電気の一部を地域で活用することを認定要件とするなど、再生可能エネルギーの導入が地域の活性化につながるような仕組みを構築すること。

(3) 洋上風力発電の導入において、主要な利害関係者が県域を越えて存在する場合の利害関係者との調整などに、国も主体的に取り組むこと。

次世代自動車の普及促進に向けた 急速充電インフラ整備の推進について

＜提案・要望先＞ 経済産業省

＜提案・要望の内容＞

令和5年(2023年)10月に経済産業省より「充電インフラ整備促進に向けた指針」が策定されました。指針において、これまで2030年までに15万口とされていた充電器の設置目標が30万口に倍増され、このうち、急速充電器については、現状の全国の設置数約9,000口に対して設置目標を3万口とすることや、平均的な出力を現状の約2倍の80kWまで引き上げることとされております。

一方で、高出力の急速充電器の設置には多額の費用負担が必要となること、維持費用が高額になること、一般的な充電器の耐用年数が8年程度とされていること等から、近年、国補助金が増額されておりますが、補助金を活用してもなお、設置者の負担が大きいという課題があります。

充電インフラの普及促進のためには、地方自治体や民間事業者が連携して公共施設や商業施設等に率先して導入することも重要であることから、電気自動車やプラグインハイブリッド車等の次世代自動車の普及促進に向け、急速充電インフラの整備を推進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

電気自動車の急速充電インフラ整備に係る補助制度について、上限額の撤廃や補助率の引き上げなど拡充を図るとともに、必要な予算の確保を図ること。

本県の臨海部におけるカーボンニュートラルの推進並びに 鹿島臨海工業地帯の競争力強化及び強靱化について

＜提案・要望先＞ 経済産業省、厚生労働省、国土交通省、環境省

＜提案・要望の内容＞

本県の産業拠点である鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼や石油化学などの基礎素材産業が集積し、本県の製造品出荷額等の約2割を占めるほか、地域の雇用の場としても重要な役割を果たしております。また、首都直下型地震の際にエネルギー・食糧・基礎素材供給のバックアップ拠点となり得るなど、わが国の産業基盤・ライフラインの強靱化に資する機能を備えています。

しかしながら、国内需要の低迷や国際競争の激化等の要因はもとより、カーボンニュートラルへの対応も迫られるなど、コンビナートの事業環境は大きな変革期に直面しており、特に鹿島臨海工業地帯においては、日本製鉄が令和6年(2024年)度末を目途に鹿島地区の高炉1基休止の方針を示すなど、事業拠点の再編・集約化が進む中で、生産過程を結合させたコンビナートの機能が失われ、地域経済や雇用へ大きな影響が及ぶおそれもあります。

また、操業開始から50年以上が経過し、生産設備等の老朽化対策が喫緊の課題となっているほか、東日本大震災の際に長期の操業停止を強いられたことを踏まえ、生産設備の更新やパイプラインの耐震化、津波・液状化対策等にも重点的に取り組む必要があります。

加えて、本県は、産業系のCO₂排出比率が約6割と全国と比べて高く、そのうち約9割が臨海部の事業場から排出されているという特徴があることから、カーボンニュートラルの実現に向けては、臨海部におけるエネルギー転換等の取組が重要であると考えております。

このような中、本県は、令和2年(2020年)度に立地企業等と協力して「鹿島臨海工業地帯の競争力強化に向けた将来ビジョン」を取りまとめ、コンビナートの競争力強化に向けた方向性の共有を図るとともに、令和3年(2021年)度には、カーボンニュートラル社会において高い競争力を持つ骨太な産業の創出を図る「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進プロジェクト」を立ち上げ、官民学の連携基盤となる協議会の設置やカーボンニュートラル対応に取り組む企業に対する総額255億円に及ぶ支援体制の構築等を行ったところです。

また、三菱ケミカル株式会社とカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた戦略的パートナーシップ協定を締結し、企業・地元自治体とケミカルリサイクルに向けたプラスチック回収モデルの検討をしております。さらに昨年3月には、2つの国際港湾を活かしたクリーンエネルギーの拠点化を公表したところであり、

その第一歩として本県を起点とした広域サプライチェーン構築にむけ「アンモニアサプライチェーン構築・利用ワーキンググループ」を設置し、民間企業と議論を進めております。さらに昨年 12 月には脱炭素燃料拠点の構築に向けた民間主導による実行可能性調査の支援を決定するなど、産業分野の多様なエネルギー需要に応えることとしております。

国においても、産業基盤の強靱化と一層の競争力強化を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 臨海部のカーボンニュートラル推進やケミカルリサイクルに向けた財政的支援

本県が目指す茨城港・鹿島港という2つの国際港湾を活かしたクリーンエネルギーの一大拠点化や、水素・アンモニア等のクリーンエネルギーのサプライチェーン構築につながる共用インフラの整備、個社の設備投資、CCSバリューチェーン構築などに対し、国民的理解の醸成はもとより、財政的支援の充実を図ること。具体的には、水素等の供給拠点の整備における実行可能性調査や先進的なCCS事業の事業性調査の結果等を踏まえ、検討することとされているため、支援内容等を早期に明確化するとともに、実証にとどまらない社会実装段階への支援の充実を行うこと。

加えて、本県が進めているケミカルリサイクルの社会実装に向け、分別作業の効率向上や収集量の拡大が求められることから、AI等を用いた廃プラスチック高度選別技術の早期実現と機器導入への支援並びにプラスチック分別の取組について、今後本県において実施予定のモデル地区での取組を全国に拡大するための制度設計を行うこと。

2 コンビナートの国際競争力強化・強靱化に向けた支援

(1) IoTやAI、ドローン等の新たな技術を活用したスマート保安の更なる推進に関する取組への支援を図ること。

また、企業が行う国際競争力強化に向け、東関東自動車道水戸線の鹿島臨海工業地帯周辺へのアクセス向上に取り組むことなどにより、カーボンニュートラル産業拠点としての競争力強化を図ること。

加えて、電気料金のさらなる低廉化やグリーン電力の安価かつ安定的な供給に向けた取組を進めること。

(2) 「次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業」について、石油精製業者のみならず、石油化学や鉄鋼などコンビナートを構成する各分野の事業者にも支援対象を拡大すること。

また、生産設備の更新やパイプラインの耐震化、津波・液状化対策など、企業が行う強靱化対策への支援を図ること。

3 日本製鉄鹿島地区の高炉縮小方針を踏まえた影響最小化のための措置

日本製鉄鹿島地区の高炉縮小により地域経済や雇用への大きな影響が想定されることから、地域経済への影響を最小化するための措置、カーボンニュートラルに対応するための大型電炉・水素還元製鉄の技術開発や地域の新産業創出に向けた取組への支援等を実施すること。

カーボンニュートラル社会の実現に向けた支援について

＜提案・要望先＞ 経済産業省、環境省、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

政府が令和5年(2023年)7月に閣議決定した「GX推進戦略」では、我が国企業が保有する脱炭素技術の強みを活かし、世界規模でのカーボンニュートラルの実現に貢献するとされ、本年2月に閣議決定した「水素社会推進法」では、燃焼時に二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーである水素・アンモニア等の利用拡大を図るため、既存原燃料との価格差や拠点整備に関する支援が示されるなど、我が国において、カーボンニュートラルに向けた取組が一層進展しております。

本県は、LNG基地を有する茨城港日立港区や火力発電所を有する茨城港常陸那珂港区、鉄鋼業をはじめ幅広い産業が集積する鹿島港といった港湾を有しておりますほか、再生可能エネルギーの導入量が全国1位であり、水素等の需要と供給を大量に生み出す可能性を有しております。

また、つくばや東海、大洗地区には水素等の利活用やカーボンリサイクルに関する技術開発に取り組む研究施設が集積しており、水素等の製造、輸送、貯蔵、利用の各段階で必要となる技術開発に貢献できるポテンシャルを有しております。

県といたしましては、水素等の利活用に関して、本県が有する技術シーズ等の地域資源を最大限に活用することで、グリーンイノベーション基金事業等における研究開発プロジェクトの実証フィールドのほか、大規模な需要創出と効率的なサプライチェーン構築に向けた体制を整備し、今後の我が国の経済成長を牽引する拠点の形成を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

水素・アンモニア等の新エネルギーの利活用を中心とした脱炭素技術の開発・実証から実装及び拠点整備の取組について、臨海部をはじめとする本県リソースを最大限に活用できる施策を講じること。

循環型社会形成の推進について

＜提案・要望先＞ 環境省

＜提案・要望の内容＞

本県は、循環型社会の形成を推進するため、プラスチック資源の分別収集の取組拡大を図るとともに、ケミカルリサイクルの事業化を目指す県内事業所等と連携し、より効果的・効率的な再商品化の実現を目指した取組みを進めております。

また、金属スクラップ等の再生資源物については、屋外保管の適正化を図る条例を全国に先駆けて制定するなど、再生資源物の適正な循環利用を実現するための環境整備にも積極的に取り組んでいるところです。

しかしながら、これらの取組をより効果的に推進するためには、住民や事業者の理解促進はもとより、分別収集に係る市町村の負担軽減、外部からの目を意識することによる不適正保管の防止、悪質な事業者への抑止力の確保など、様々な課題を解消する必要があります。

つきましては、循環型社会の形成の推進を図るため、下記のとおり要望いたします。

記

1 プラスチック資源循環に向けた啓発強化と必要となる財源の拡充

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再資源化について、国が主導的に周知・広報を行い、住民等の意識改革を推進すること。

また、市町村が実施する製品プラスチックリサイクルに係る分別収集・再商品化の取組みを促進するため、特別交付税措置を拡充し、市町村の経費負担の軽減を図ること。

2 再生資源物の屋外保管の規制強化について

金属スクラップ等の再生資源物の屋外における適正保管を強力に進めるためには、条例の罰則では地方自治法による上限規制があり、十分な抑止力が確保できないことから、速やかに法制化を行うこと。

法制化にあたっては、屋外保管の状況を確認できる構造とすることや、悪質な事業者に対し厳罰を科すことができる規定を設けること。

医師の確保等について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

本県の医師偏在指標は全国平均を大きく下回り、二次保健医療圏単位で見ても9医療圏のうち8医療圏が全国平均を下回っており、さらに6医療圏が医師少数区域となっております。

また、診療科別で見ても、小児科や産婦人科はもとより、内科及び外科等の基本的な診療科においても、全県的に医師が不足するなど、本県の医師不足は極めて深刻であります。

厚生労働省では、令和11年(2029年)頃には全国で医師の需給が均衡すると推計しているところではありますが、医師の働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化により医師を取り巻く状況は先行きが不透明な状況であり、また、深刻な医師不足の状況にある地方においては、先般の新型コロナウイルスのような新興感染症が発生した場合には、医療現場の崩壊を招きかねないことから、これらのことを踏まえた需給推計の検証や対策が必要です。

さらに、これまで臨床研修や専門研修の定員にシーリングを設定するなどの偏在対策が講じられてきたところですが、依然として大都市部と地域における医師の偏在は顕著であり、その差が縮まらない状況であることから、国においては、地域及び診療科偏在の解消に向けた抜本的対策を講じる必要があるものと考えております。

以上のことから、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化など、今後の医師を取り巻く状況の変化を考慮するとともに、新型コロナウイルスのような新興感染症が発生した場合においても適切な医療が提供できるよう、地域医療のあり方や医療機関に求められる機能・役割を抜本的に見直した上で、医師需給推計の検証を行っていくこと。
- 2 医師の確保に当たって、単に地域間の医師の奪い合いを招くことのないよう、また、新型コロナウイルスのような新興感染症が発生した場合においても地域の医療提供体制を確保できるよう、これまで臨時的に増員された大学医学部における定員を恒久的な措置とするとともに、医学部新設や既設医学部の大幅な

定員増など、医師数全体の底上げを図ること。

また、地域枠制度を延長するとともに、都道府県が大学に対して、地域枠の設置や増員を要請するに当たっては、必要数を確実に確保できるよう、国が実効性のある指導や環境整備を行うこと。併せて、大学から地方公共団体に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を講じること。

- 3 大学が地域医療の確保・充実に対する責務を果たすため、地域医療を担う医師の養成や医師が不足している医療機関・診療科への医師派遣などに主体的に取り組むよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。
- 4 国の指針において、都道府県は医師偏在指標を用いて医師少数区域及び医師多数区域を設定し、その分類に応じて医師確保対策を実施することとされているが、医師偏在指標は、あくまで医師の多寡を相対的に示したものにすぎないことから、地域ごと・診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上で定員を設定するなど、国が主体的に実効的な対策を講じること。
- 5 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、診療報酬における対策として、医師の多寡に応じた地域別単価の導入、過重な負担がかかる医師不足地域の拠点病院の勤務医や政策的ニーズの高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野に従事する医師個人へのインセンティブ（ドクターフィーの導入など）を設定するほか、医師過剰地域における診療所の新規開業を規制するなど、抜本的な対策を講じること。

また、臨床研修医の募集定員設定における大都市部等に対する激変緩和措置の速やかな廃止や、専攻医募集定員に係るシーリングの厳格な運用など、医師養成課程における偏在対策を強化すること。
- 6 専門医制度において、一般社団法人日本専門医機構は、関係者間による協議を経てもなお都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱した者が履修する医療機関プログラムの研修を専門研修とは認めず、当該専門医を採用した医療機関の次年度の採用定数を減ずることとしているが、都道府県が法的な責任を負わされることのないよう、国が、日本専門医機構に対し、地域枠の従事義務の履行を専門医の認定要件として明確に位置付けるよう要請するなど、実効性のある制度となるよう、責任を持って整備すること。

- 7 子育て中の医師が継続して働くことができるよう、保育制度の充実や勤務体制の柔軟化、再就業支援等、就業環境の整備を促進するために必要な措置を早急に講ずること。
- 8 新型コロナウイルスのような新興感染症の患者が急増した場合でも適切な医療が提供できるよう、国において、主体的に医師派遣を行うこと。その際、地域の医療提供体制に支障が生じないよう、医師少数県に十分配慮すること。
- 9 都道府県において、必要な医師確保対策を継続して実施できるよう、地域医療介護総合確保基金による十分な財政的措置を講ずること。その際、地域医療介護総合確保基金が充当可能な範囲については、各都道府県の実情に応じた施策への充当を認めること。
- 10 国が実施するDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）研修の受講人数を増やし、これができない場合には、各都道府県が実施する独自研修について、財政的、技術的、人的支援措置を講じるとともに、国の研修受講者と同等の立場で活動できるよう、正式な隊員として認定する仕組みを設けること。
- 11 DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の応援派遣に係る費用について、災害救助法の対象とするとともに、特別交付税措置との関係を整理し、簡素化すること。

福祉人材確保のための職員の処遇改善について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉サービスの維持に向けては、福祉人材の確保・定着が重要であり、そのためには、更なる処遇改善を図る必要があります。

介護・障害・保育施設の運営費が、国の定める公定価格により措置されていることを踏まえると、職員の処遇改善は、国が統一して対応すべき課題であります。

地方自治体が独自に財政負担を行う必要のない給与水準となるよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 介護・障害福祉施設の職員や保育士等の給与が他の業種と比較し十分な水準となるよう、更なる給与の底上げを図ること。その際には、給与水準が高い都市圏等に地方の人材が流出することのないよう、十分配慮すること。
- 2 介護・障害福祉施設の職員や保育士等の処遇改善に必要な財源は、国が責任を持って必要な額を確保すること。

医療保険制度の見直しについて

<提案・要望先> 厚生労働省

<提案・要望の内容>

医療保険制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき国民健康保険制度の改革をはじめとした見直しが進められてきたところであるが、住民生活をはじめ、都道府県の財政や組織体制等地方自治に極めて重大な影響を及ぼすものであることから、今後も国においては地方の十分な理解を得た上で医療保険制度の改革等を着実にを行うことについて、下記のとおり要望いたします。

記

国民健康保険制度については、高齢化の進展等に伴う医療費の伸びや、「こども未来戦略」に基づき 2028 年度までに予定されている「こども・子育て支援金制度」により、被保険者の負担の増大が見込まれることから、将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、保険料負担の平準化や都道府県への財政支援策等を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図ること。その際、平成 27 年(2015 年) 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部の決定に基づく財政支援について、今後も国の責任において確実にを行うこと。

また、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の拡充や地方単独事業による医療費助成に係る国庫負担の減額調整措置の廃止等、国保基盤強化協議会において地方が提案している方策の実現を図ること。

後期高齢者医療制度については、しっかりとした将来推計による財政試算のもと、安定的な運営ができる制度とすること。

これらの制度改正に際しては、地方の意見を十分に尊重し、新たな地方の負担が生じることをないようにすること。

医薬品の安定供給について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省

＜提案・要望の内容＞

一部の後発医薬品製造業者が製造管理及び品質管理体制の不備により医薬品医療機器等法に基づく処分を受けたことを発端に、2021年以降、医薬品の製造中止や出荷の調整・停止が相次いでいます。

この要因として、不採算品目の増加により企業が設備や人材に十分投資できていないことのほか、世界情勢の不安定化により輸入原材料が入手困難となっていることなどがあげられます。

医薬品の供給不足のため、医療機関・薬局においては、代替となる医薬品の確保等の業務が増大し、大きな負担となっています。

また、患者にとっても薬が頻繁に変わるなど混乱が生じているため、医療の現場に必要な医薬品が供給されるよう、医薬品の安定供給確保対策を講じていただきたく、下記について要望いたします。

記

- 1 医薬品の品質確保のため、引き続き、国が主導的に各企業に対し、製造管理及び品質管理体制の徹底を指導すること。
- 2 医薬品の安定供給確保の観点から、薬価制度の見直しのほか、医薬品の供給不足を未然に防ぐため、国が増産等要請を行う体制について、より実効性の高い運用を検討すること。
- 3 医療現場で使用可能な医薬品がリアルタイムかつ簡便に確認できるよう、国の責任の下、一連のサプライチェーン上の供給状況をより迅速に把握することが可能な仕組みを早急に構築すること。

介護保険制度の見直し等について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省

＜提案・要望の内容＞

介護サービス利用者の増加とともに、介護給付費も増加しており、県や市町村など地方公共団体の財政圧迫をはじめ、様々な制度運用上の課題も生じてきております。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年に向け、高齢社会を支える人材や施設不足の解消も喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、介護保険制度をより持続可能なものとするため、地方の意見を聴き、それを適切に反映させるよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1 将来にわたる介護保険制度堅持のため、全国レベルでの自立支援・重症化防止施策の構築や、介護サービスの適切な利用の徹底など介護給付費の適正化を強く推し進めるとともに、今後、高齢者数の増加や在宅医療と介護の連携の推進等に伴い、介護給付に係る需要がさらに増大し、給付費の急激な増嵩が見込まれることから、被保険者や地方の負担増につながらないよう十分な財政措置を講ずること。
- 2 介護人材の不足が課題となっている中、地域医療介護総合確保基金（介護分）について、地域の実情に応じて、柔軟に活用できるよう見直しをするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。
また、次期介護報酬の改定においても、介護職員等のさらなる処遇改善加算を行うこと。

地域公共交通維持確保に向けた取組について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

鉄道、バス、タクシーなどの公共交通は、地域住民の日常の移動手段として、また、交流人口を支える社会基盤として、大変重要な役割を果たしており、地域住民の生活を守り、地域間交流を促進するため、公共交通の維持確保は、喫緊の課題となっております。

しかしながら、モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少の進行を背景に公共交通の利用者は減少傾向にあり、地域鉄道や路線バスの廃止が相次いでいるほか、市町村では、高齢者や高校生等の移動手段を確保するため、コミュニティバス等の運行等により財政負担が増加し、また、公共交通の担い手である運転者不足も深刻な状況となっているなど、公共交通の維持確保は、現在、極めて厳しい状況に置かれております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークの普及など、ライフスタイルの変化による利用者減少に加え、今般の資材不足や原材料・原油価格の高騰は経営を圧迫し続けており、経営環境は厳しさを増しております。

つきましては、交通事業者が持続的な事業活動を展開できますよう国の総力をあげて支援を行うとともに、地域住民の多様なニーズに対応した、安全・安心な公共交通の維持・確保を図るため、下記事項について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 バス及び鉄道事業者の経営を支援し、地域公共交通の維持確保及び改善を図るため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等について、以下の2点に留意して必要な予算を確保すること。

(1) バス

地域特性や実情に応じた最適な生活交通を維持・確保することを支援するため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、運行実績に応じて十分な補助が行われるよう、必要な予算を確保するとともに、輸送量などの補助要件の緩和を行うこと。

(2) 鉄道

鉄道輸送の安全性及び利便性向上を支援するため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業について、必要な予算を確保すること。

また、「社会資本整備総合交付金」については、令和5年(2023年)度から「地域公共交通再構築事業」が創設されたとともに、「都市・地域交通戦略推進事業」が拡充されたところであるが、地域の実情に応じた公共交通維持・活性化の取組が着実に実現できるよう、必要な予算を確保すること。

- 2 公共交通の担い手の不足が顕著であるため、運転手不足の解消に向けて、バス、タクシー事業者に対する二種免許取得費用の支援を継続するなど、必要な予算を確保すること。さらに、タクシー運転手の二種免許要件の撤廃やタクシーの営業区域の柔軟な運用など、制度の見直しを進めること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格の高騰等により、打撃を受けている交通事業者の経営の安定と事業継続を図り、公共交通の維持・確保ができるよう、既存補助事業の補助率の嵩上げや交通事業者に対する新たな支援制度の創設を図ること。
- 4 利用者の利便性向上のため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系ICカード等キャッシュレス決済の導入や、脱炭素社会に向けたEV車両の導入等、公共交通のDX・GXが円滑に進むよう、必要な予算を確保すること。

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策に係る財政措置等の 見直しについて

＜提案・要望先＞ 農林水産省、総務省

＜提案・要望の内容＞

高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した際に実施する殺処分等の防疫措置は、本来、養鶏業者が行うものとされているところですが、実際は、県職員などが主体となって行っているのが現状です。

近年、大規模農場において発生が増加しており、その防疫措置にあたり、作業者の人数、投入される資材の量は膨大となり、想定外の多額の財政需要が生じております。

また、家畜保健衛生所の職員等農林関係職員のみならず、一般事務を担当している多くの本県職員が 24 時間体制で何日間にも渡って複数回、防疫作業に従事している状況にあり、従事した職員に支給する時間外勤務手当、特殊勤務手当等にも多額の財政負担が生じております。

については、地方自治体の防疫措置に対する財政措置の拡充と養鶏業者自らが財源を確保するための仕組みの整備について、下記のとおり要望します。

記

- 1 国は、発生都道府県における負担の増加を考慮し、国庫補助率の引き上げや地方財政措置の拡充などの国の財政支援を激甚災害と同程度まで引き上げるとともに、本病発生時の殺処分等の負担を軽減するための分割管理の導入に係る施設整備等に対する支援措置を拡充すること。また、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費について、国交付金等の支援対象とする、ないしは、特別交付税の算定対象に加えるなどの見直しを行うこと。
- 2 国は、養鶏業者の団体に対し、団体自らが基金を積み立てて人件費や資材費等防疫措置に必要な財源を確保する仕組みを整備するよう促すこと。
なお、当該仕組みについて、大規模養鶏業者に対し基金への加入を義務付ける内容とすること。

民間獣医師の活用等に向けたと畜検査制度の見直しについて

＜提案・要望先＞ 厚生労働省

＜提案・要望の内容＞

全国的に公務員獣医師の確保が困難となっておりますが、本県においては、県内在住獣医師のうち、動物病院等に勤務する民間獣医師数は、公務員獣医師数の約4倍となっております。

こうした中、本県では、採用試験の見直しや県独自の獣医師手当の創設、積極的なリクルート活動により獣医師の確保に努めておりますが、採用予定人員を充足できない状況が続いております。

また、相次いで発生する高病原性鳥インフルエンザや豚熱への対応など、公務員獣医師の業務量は増加しており、特に、公務員獣医師に限定されていると畜検査業務において、本県は1人あたりの検査頭数が全国平均の約2倍であることから、職員の負担は非常に大きいものとなっております。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 公務員獣医師が行うこととされている「と畜検査」について、と畜検査員監督下での民間獣医師による検査が可能となるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 と畜検査員による最終的な食肉の合否判定の根拠となる精密検査について、薬剤師や臨床検査技師による検査の結果判定を可能とすること。
- 3 と畜検査員資格認定制度を創設し、大学の畜産学修了者等を受験資格として、精密検査を除く現場でのと畜検査を専門とする職種を認定したうえで、獣医師以外でもと畜検査を可能とすること。
- 4 AI診断を活用したと畜場内の検査実施が可能となるよう必要な画像の集積等、科学的知見を集め、調査研究を推進すること。

水資源開発事業の推進について

<提案・要望先> 国土交通省

<提案・要望の内容>

水害に強い安全・安心なまちづくり及び水資源の確保による快適で質の高い生活環境づくりを推進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渇水対策の観点において必要不可欠であるため、徹底したコスト縮減を図るとともに、早期完成に向けて工期短縮に努めること。

また、工期内であっても石岡トンネル等施設が完成次第、試験的にでも活用するなど早期の効果発現に努めること。

2 思川開発事業については、治水・利水の両面から必要不可欠であるため、徹底したコスト縮減を図るとともに、工期内完成を厳守すること。

神栖市におけるヒ素汚染対策について

＜提案・要望先＞ 環境省、農林水産省

＜提案・要望の内容＞

神栖市におけるヒ素汚染事案については、平成 15 年(2003 年)の閣議了解及び閣議決定に基づき、国において健康被害者に対する支援策をはじめ、地下水浄化処理などの各種対策が講じられているところであります。

これらの対策のうち、平成 15 年(2003 年)度から実施されている健康被害に係る緊急措置事業については、令和 5 年(2023 年) 6 月に、令和 11 年(2029 年) 3 月までの事業継続が決定され、また、平成 20 年(2008 年)度から実施された高濃度汚染対策事業については、当初からの目標であった A 井戸周辺の有機ヒ素化合物の約 90 パーセント以上が除去されるなど、一定の進展が見られたところであります。

しかしながら、依然として地下水中からは有機ヒ素化合物が基準を超えて検出され、また、汚染ほ場においては米の作付自粛を余儀なくされており、地域住民の不安が払拭できない状況にあります。

一方、平成 24 年(2012 年) 5 月に公害等調整委員会からヒ素汚染がもたらした被害に係る責任裁定がなされ、県は、被害者の置かれている状況を考慮し、和解により問題の早期解決を図っておりますが、被害者は、今後とも国の支援を強く望んでいるところであります。

つきましては、国として適切な対策が講じられるよう、下記事項について要望いたします。

記

1 神栖市におけるヒ素汚染については、健康被害の発症メカニズム、治療法等を含めた病態の解明や住民の健康不安の解消には至っていないため、緊急措置事業を引き続き実施すること。

また、有機ヒ素化合物の人体影響及び治療方法について、調査研究を継続的に進めるとともに、被害者の方々の意向を踏まえ、長期的な健康管理体制を確立すること。

2 安全基準の指標として、米に含まれる有機ヒ素化合物の指針値（一日許容摂取量など）を早急に策定すること。

また、指針値に基づき、有機ヒ素化合物の農地土壌や農業用井戸水（地下

水) に対する基準値を定めるとともに、作付けが早期に再開できるよう有機ヒ素化合物の減衰促進のための対策を実施すること。

- 3 地下水中の有機ヒ素化合物の存在の状況を確認するため、引き続き十分なモニタリングを実施すること。

安全安心を実感できる「いばらき」の確立について

＜提案・要望先＞ 警察庁、総務省、財務省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本県警察では、安全安心を実感できる「いばらき」の確立に向けて、県民の生活を犯罪から守るための取組を始め、総合的な交通安全対策、多様化する脅威への対策等、様々な対策を講じてきました。

その結果、県内の刑法犯認知件数及び人身交通事故件数は、令和3年(2021年)まで長期にわたって減少し続け、治安は着実に改善してきましたが、令和4年(2022年)からいずれも増加に転じ、令和5年(2023年)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年(2019年)の水準に近づきました。

このような厳しい治安情勢の中、本県警察は全国に比して警察官1人当たりの業務負担が高いことから、ICT等の先端技術の活用による業務の高度化・効率化を図りつつ、増員による人的基盤の強化をする必要があります。また、複雑化・多様化する犯罪に的確に対処するための捜査支援資機材の整備・拡充、安全かつ快適な交通環境を構築するための交通安全施設の整備、大規模災害等の緊急事態に適切に対処するための資機材の整備・拡充、サイバー空間の安全を確保するための人材育成など、様々な治安上の課題への対応に万全を期す必要があります。

以上のことを踏まえ、本県警察が今後の日本社会の変化に適応し、県民が安全安心を実感できる「いばらき」を確立するため、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 警察基盤を強化するため、警察官の増員（地方警務官の増員を含む。）や警察車両の整備・拡充を図ること。
- 2 警察業務の高度化・効率化を図るため、AI、RPAを始めとしたICTの導入に係る経費の予算措置を図ること。
- 3 犯罪の複雑化・多様化に的確に対応するため、自動車ナンバー自動読取装置の整備・拡充を図ること。
- 4 安全かつ快適な道路交通環境を整備するため、特定交通安全施設等整備事業の充実を図ること。

- 5 大規模災害対策を強化するため、救出救助資機材、原子力災害対策用資機材、多数死体取扱用資機材の整備・拡充を図ること。

- 6 サイバー空間の脅威に的確に対処するための人材の育成や資機材の整備・拡充を図ること。

性犯罪・性暴力被害者支援の充実について

＜提案・要望先＞ 内閣府

＜提案・要望の内容＞

性犯罪・性暴力被害者支援の更なる充実を図るため、下記事項を実施するよう要望します。

記

- 1 性暴力等被害者が負担なく検査及び処置等の医療を受診できるよう、医療費の公費負担について、国負担率は、相談センターの運営費補助と同等（国：1/2、県：1/2）以上とすること。
- 2 令和3年(2021年)10月1日に開設された夜間休日対応コールセンターを引き続き設置すること。
- 3 県外居住者に対する支援については、県に負担を求めるのではなく、国が全額負担すること。

災害に強い体制づくりについて

＜提案・要望先＞ 国土交通省、文部科学省、総務省、内閣府、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

近年、我が国では、地震、台風、豪雨等のこれまで経験したことのない事象により、重要インフラの機能に支障をきたすなど、国民経済や生活に多大な影響が生じております。

このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっております。

また、高度経済成長期以降に建設された重要インフラの老朽化が進行しており、将来にわたりその機能を発揮できるよう、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進することも、喫緊の課題となっております。

こうした状況を受け、令和2年(2020年)12月に国土強靭化の取組みの加速化・深化を図るため、重点的・集中的に取り組むべき対策「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策(令和3年(2021年)度～令和7年(2025年)度、総額15兆円規模)」が閣議決定されました。

本県においても、重要なインフラ等の緊急に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に進めているところでありますが、全国的にみますと、令和6年能登半島地震や大規模な風水害など、頻発化・激甚化している自然災害に対する抜本的な対策としては、十分といえないことから継続した国の支援が不可欠です。

政府においては、災害からの復旧・復興についてご尽力いただいているところでございますが、県民が安全・安心な生活を送れるよう、以下の事項についてさらなるご配慮をお願いいたします。

記

1 激甚災害制度について

激甚災害制度の適用にあたっては、令和元年東日本台風など、大規模かつ甚大な被害をもたらす災害においては、国において速やかに本激指定を行うこと。

また、同一災害による激甚災害の適用を受けた際の中小企業等への補助制度は、被害額の積み上げに応じて、活用可能な補助金や運用等が都道府県間で異なっていることから、今後の災害においては等しく支援を得られる制度を創設すること。

2 被災中小企業への支援について

被災中小企業の支援については、激甚災害に指定された場合は手厚い支援が講じられる一方で、指定されない場合は、小規模事業者支援推進事業費補助金（いわゆる「自治体連携型補助金」）が適用される可能性があるが、国の補助上限は1億円と被害額に対して過少となる場合がほとんどであり、なおかつ支援の対象は小規模事業者のみで中小企業は支援の対象外となっているため、被災中小企業が、その被災状況に応じて等しく支援を受けられる制度とはなっていない。

そのため、中小企業の激甚災害の指定の有無にかかわらず、個別の被災事業者の被害状況は何ら変わりがないことから、補助上限を撤廃し、中小企業も支援の対象とする制度を創設すること。

3 被災者生活再建支援法の制度改正について

被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう適用条件を緩和すること。

また、被災者の生活再建が早期に図られるよう、住宅建設費用等の増嵩を踏まえ支援金の限度額を引き上げるとともに、支給対象となる被災世帯を全ての半壊世帯まで拡大すること。

さらに、これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の割合を引き上げるなどの措置を講じること。

4 緊急防災・減災事業債の恒久化及び拡充について

引き続き防災・減災対策を推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化及び対象事業のさらなる拡充を行うこと。

5 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

6 水道施設の耐震化等に係る国の交付金制度について

地震等による大規模な断水リスクの回避に向けて、水道施設の災害対策を加速化するとともに広域連携による水道の基盤強化を推進するため、必要な予算を安定的に確保し、水道施設の耐震化等に係る交付金の補助率の引上げや採択要件の緩和など、制度の拡充を行うこと。

7 防災教育の充実について

東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の実践及び充実を図るため、学校の防災力強化のための事業を継続すること。

激甚化・頻発化する洪水への防災・減災対策の加速化について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、総務省、内閣府

＜提案・要望の内容＞

令和元年東日本台風による記録的な大雨等により、本県においては、久慈川や那珂川などの本川のみならず、本川から支川へのバックウォーターなどにより多くの河川で堤防の決壊や越水があり、死者2名・行方不明者1名、負傷者20名の人的被害のほか多くの家屋が全壊・半壊や床上・床下浸水の被害に遭うなど甚大な被害が発生しました。

また、昨年9月に発生した台風第13号においては、線状降水帯の発生により県北沿岸部を中心に観測史上最大となる雨量が観測され、県内各地で甚大な被害がもたらされました。

このため、県及び関係市町村におきましては、国の支援を受けながら、総力を挙げて被災者支援および、復旧・復興に取り組んでいるところでありますが、今後の大規模洪水に対応するため、流域のあらゆる関係者が連携して、流域全体で取り組み、防災・減災の加速化を図っていくことが不可欠であります。

そこで、下記の事項について特別のご配慮をお願いいたします。

記

1 流域治水対策を推進するための予算の確保について

令和元年東日本台風や令和5年台風第13号をはじめ、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、河川、下水道、海岸、砂防施設整備などのハード対策や、ハザードマップの策定・周知などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、河川氾濫などの浸水被害を防止するため、流域治水対策や浚渫による対策を継続して進められるよう、緊急自然災害防止対策事業および緊急浚渫推進事業の期間を延伸すること。

2 久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風と同等の大雨が再び起こった場合にも災害の発生を防止するため、国が実施する久慈川、那珂川の堤防整備や河道掘削等のハード対策についてコスト縮減に努めながら早期完成を図ること。

3 県管理区間も含めた国による久慈川の全体的管理について

久慈川の県管理区間は、国管理区間の上流に位置し、管理区間の区別なく一体的に管理する必要があるため、県管理区間も含めた国による久慈川の全体的管理を図り、それに必要となる地方整備局等の体制強化を図ること。

4 住民の早めの避難を促すソフト対策の推進について

洪水発生時の住民等の逃げ遅れによる人的被害ゼロに向け、市町村と連携して住民のマイ・タイムライン作成や要配慮者利用施設の避難確保計画策定などを進めるとともに、すべての市町村において、それらを踏まえた避難訓練の実施に取り組んでおり、これらに必要な措置を講じること。

産業廃棄物の不適正処分への対応に向けた法整備について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、環境省

＜提案・要望の内容＞

本県における不法投棄の新規発生件数は、令和2(2020)年度以降減少傾向にあります。道路脇や人目につきにくい場所に、散発的に建設系廃棄物等を投棄する、いわゆる「ゲリラ投棄」が7割を占める状況となっております。

また、解体工事業者が、家屋解体工事等に伴い生じた廃棄物を保管と称して長期にわたって自社の資材置場等に大量に放置する不適正保管が、不法投棄と同様に大きな社会問題となっており、対応に苦慮しているところです。

こうした不適正事案へ対処するには、措置命令などの行政処分が不可欠ですが、被処分者の住所等送達すべき場所が知れない場合における命令書等の送達において、民事訴訟法第110条第1項による公示送達の行使を裁判所から断られる事例が生じているなど、迅速な行政処分の実施に支障が生じております。

本県においては、市町村や警察など関係機関と連携し、指導・監視体制の強化を図りながら、不適正処分の未然防止や拡大防止に積極的に取り組んでおりますが、近年の不適正処分事案は、極めて悪質・巧妙化しており、十分な対応が困難な状況にあることから、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、下記について特段の措置を講じることを要望いたします。

記

1 廃棄物処理法の罰則強化等について

(1) 産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう、罰則を強化すること。

(2) 解体工事業者等の事業場外における産業廃棄物の保管に関する届出の面積要件(300㎡以上)を撤廃し、併せて届出義務違反に対する厳罰化を図ること。

(3) 不法投棄等違法現場の拡大防止には、当該現場の入口やその取り付け道路を封鎖することが有効なことから、違法現場の土地の貸主や周辺道路の管理者等に対し協力が得られるよう、封鎖への協力義務を明記すること。

- (4) 不適正処分の行為者が所在地を転々とする等により、行政との接触を避ける場合であっても、廃棄物処理法に基づく命令を迅速かつ安定的に行うため、十分な調査を行ってもなお行為者の所在等を把握できないような場合には、公示送達による行政処分が可能であることを廃棄物処理法に明記すること。

2 建設リサイクル法の罰則強化等について

- (1) 建設系廃棄物の発生元である解体工事の適正化を一層促進し、もって不法投棄の抑制を図るため、建設リサイクル法における解体工事業者の無登録営業に係る罰則を強化すること。
- (2) 同法における登録取消要件に廃棄物処理法違反を加えること。

土砂等の不適正処分への対応に向けた法制度の拡充について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、環境省、警察庁

＜提案・要望の内容＞

建設工事等から発生する土砂等については、無許可で土砂等を野積みし崩落が発生する事例や、あるいは持ち込まれた土砂等が高アルカリ性を呈するために周辺の立木が枯れてしまう事例が発生しております。

そのため、本県では、いわゆる「残土条例」により土砂等の埋立て等を規制しておりますが、条例で定められる罰則には上限（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）があるため、適正処理の徹底に限界があります。

国においては、危険な盛土等について、「宅地造成及び特定盛土等規制法」において法制化による全国統一の基準・規制を設けましたが、埋め立て等に起因する問題は危険な盛土等による災害発生のおそれのみならず、高アルカリ性を呈する土砂等による埋立て等や、他人の土地に対する無承諾の土捨て行為など、生活環境保全上の問題もあるところです。

本県においては、市町村や警察など関係機関と連携し、指導・監視体制の強化を図りながら、不適正処分の未然防止や拡大防止に積極的に取り組んでおりますが、近年の不適正処分事案は、極めて悪質・巧妙化しており、十分な対応が困難な状況にあることから、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、下記について特段の措置を講じることを要望いたします。

記

- 1 危険な盛土等による災害発生のおそれのみならず、埋立て等による生活環境保全上の問題にも対応する規制とすること。
- 2 無許可行為や命令違反等に対しては、罰則に加え、建設業法、廃棄物処理法及び道路交通法などの関連法の許可取消要件とし、実効性を担保すること。
- 3 行政代執行の自治体負担を軽減するための財政支援制度を創設すること。
- 4 問題となる土砂等は廃棄物混じり土であることも多いため、国土交通省及び環境省が情報共有を行うシステムを構築すること。
- 5 公共工事のみならず、民間工事を含むすべての工事において、指定利用等の原則実施を義務付けること。

原子力災害対策について

＜提案・要望先＞ 内閣府、復興庁、経済産業省、文部科学省、原子力規制庁、環境省、観光庁、外務省、農林水産省

＜提案・要望の内容＞

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から 13 年が経過したものの、依然、放射性汚染水への対応や除染、指定廃棄物の処分問題など多くの課題により、国民は放射線に関する不安を抱えるとともに、風評被害も根強く残っている状況にあることから、国の責任において福島第一原子力発電所事故の早期収束と廃炉作業を着実に進めることが必要であります。

また、本県には、多くの原子力施設が立地し、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっていることから、国は、新規制基準に基づく適合性審査の厳格な実施などにより原子力安全対策を強化するとともに、原子力防災対策についても、地方自治体が講ずることとされる対策について必要な予算を確保するなど、早急に支援の充実を図ることが必要であります。

つきましては、国の責任において早急に取り組むべき下記事項について要望いたします。

記

1 福島第一原子力発電所事故対策

(1) 原発事故の早期収束について

国の責任において、廃炉作業を安全かつ着実に進め、一刻も早く原発事故の収束を図ること。

特に、多核種除去設備（ALPS）等処理水の海洋放出については、引き続き、科学的根拠に基づいた安全性を広く発信するなど風評対策に万全を期すとともに、風評被害が発生した場合は、迅速かつ適切に賠償するよう東京電力を指導するなど責任ある対応を図ること。

さらに、支援対策については、関係者の意見を真摯に受け止めながら、追加対策や支援内容の見直しも含め、万全な対策を講じること。

(2) 放射線に関する不安の解消等について

国において、「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に規定する支援対象地域、準支援対象地域に応じた必要な施策を講ずるとともに、放射線モニタリング調査など必要な対策を継続的かつ着実に実施し、放射線に

関する不安の解消に努めること。

(3) 除染対策について

市町村等による除染により発生した除去土壌の管理に係る措置に対し、引き続き適切な支援等を行うとともに、除去土壌の処分基準の策定など、除染活動に関する技術的検討を早急に進めること。

(4) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

本県では、現地保管継続・段階的処理の方針が決定したが、8,000 ベクレル/kgを超えた焼却灰などの指定廃棄物等の保管から全量処分に至るまで、国は責任を持って次の一連の対応を速やかに行うこと。

ア 指定廃棄物等については、安全性を十分確保しながら、保管施設の整備を推進するとともに、維持管理費用等も含め、経費は、すべて国が負担すること。

イ 8,000 ベクレル/kg以下に減衰した後の指定解除の仕組やその後の処分方法については、住民等の理解が得られるよう、安全性について十分説明するとともに、処理・処分に要する経費は、すべて国の負担とすること。

ウ 国の責任において、風評被害対策に万全を尽くし、地元市町村等の要望を反映した地域振興策を着実に実施するとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

(5) 全ての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の対応を行うこと。

(6) 風評被害対策について

観光業や農林水産業などに対する風評被害の解消に積極的に取り組むとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

また、中国、韓国、台湾等の諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(7) 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県

を東北6県と同様に扱うこと。

2 原子力安全・防災対策

(1) 東海第二発電所の取扱いについて

東海第二発電所については、令和4年(2022年)8月に開催された国のGX実行会議において、令和5年(2023年)夏・冬以降の再稼働に向けて、地元の理解確保に向けた取組を国が前面に立って対応する旨が示されたところであるが、原子力発電所から30km圏内の人口が約91.7万人にのぼること、運転開始から45年が経過していることなどを踏まえ、今回の考え方について県民に対し丁寧な説明をすること。

(2) 原子力安全対策の強化について

国内外における最新の知見を収集し、福島原発事故の原因究明を引き続き徹底して行うとともに、そこで得られた知見については、その都度、適切に規制基準等をはじめとする安全対策に反映させること。

また、近年、本県内の原子力施設において、電気系統の不具合に起因する火災事象が相次いで発生していることを踏まえ、安全管理を徹底するよう指導すること。

さらに、高経年化対策をはじめとする安全対策に係る予算・人材の継続的な確保を図ること。

(3) 原子力施設に対する武力攻撃について

我が国に対して武力攻撃等の脅威が直接及ぶことがないよう、国においてあらゆる外交努力を尽くした上で、万一の事態への対処については、国の責任において万全の防御体制を構築すること。

また、武力攻撃に対する我が国の原子力施設の安全確保の考え方について改めて検証し、その結果や対応方針について国民に明らかにすること。

(4) 東海再処理施設について

東海再処理施設の廃止措置については、工程が長期間にわたること、また、多額の費用を要することから、その安全対策や人的・財政的資源の確保について、事業者任せとせず、国が責任を持って指導・支援していくこと。

(5) 原子力研究開発について

原子力発電の技術開発・研究開発については、安全性を最優先に国民理

解を得ながら進めていくべきものであることから、国が責任をもって推進していくこと。

東海・大洗地区に立地している日本原子力研究開発機構の研究開発施設については、我が国の原子力研究開発における位置づけを明確にし、国として持つべき原子力研究開発機能の維持・発展を目的とした支援を同機構に対し実施すること。

とりわけ、我が国の原子力研究開発の基盤となる材料試験炉「JMTR」の代替施設を含めた新たな試験研究用原子炉については、同機構のみならず、国が主体となって建設に向けた具体的な検討を早急に進めること。

(6) 高速実験炉「常陽」について

令和4年(2022年)12月に改訂された「戦略ロードマップ」において、高速炉開発に係る実証炉の研究開発にあたっては、原子力機構が有する高速実験炉「常陽」などの高速炉に特有な開発インフラを有効活用することが不可欠であるとしたところであるが、高速炉開発の意義やその必要性については、国が前面に立って、国民の理解が得られるよう説明責任を果たすこと。

(7) 原子力防災対策の強化について

「実効性ある避難計画」の策定に向けた取組をはじめ、原子力防災対策の強化について、地方公共団体のみでは解決が困難な課題に対して、自治体の取組を全面的に支援するとともに、必要な財政支援を含め、国が責任を持って次の対応に取り組み、継続的に充実強化を図ること。

その際、省庁横断的に進める必要がある対策については、内閣府が窓口となり、総合的な調整を行うこと。

ア 避難に必要なバスや福祉車両などの移動手段、避難退域時検査等に要する人員及びゲート型モニタ等の資機材や避難所運営に要するパーティションメント及びその備蓄場所の確保について支援すること。

イ 食料その他の物資の備蓄・輸送や、避難を円滑に進めるために必要な道路の整備などに必要な支援措置を講ずること。

ウ UPZ内において、即時の避難が困難な医療機関のICUや救急病床などに入院している患者や、社会福祉施設の入所者等の要配慮者が屋内退避するための、放射線防護対策の強化に必要な予算を確保すること。

エ 住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に分かりやすく示し、その周知を図ること。また、屋内退避中の食料や電気、ガス、水道等のライフラインの確保について、

具体的な方針を示し、地方公共団体とともに取り組むこと。

オ 屋内退避の期間や屋内退避中の換気、屋内退避の継続に必要な、食料や生活必需品の調達や通院などの住民へのサービス提供、屋内退避指示の解除など、屋内退避に係る考え方を明確かつ速やかに示すこと。

カ 安定ヨウ素剤について、事前配布後も、薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や自治体の負担を軽減できるよう、再配布の手続きの簡略化を図ること。併せて、丸剤の使用期限延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援すること。

キ 原子力災害対策重点区域外については、防護措置が必要な場合における避難先及び輸送手段の確保等、国において具体的な対応策を示すこと。

ク 円滑な避難を実現するため、住民各個人に適時に適切な避難等の指示を届けることが可能な情報伝達システムの整備及び運用について支援すること。

(8) 使用済燃料対策について

東海第二発電所の使用済燃料については、敷地内における貯蔵が長期化しないよう、中間貯蔵施設や再処理工場への早期搬出に向け、事業者とともに取り組むこと。

また、東海再処理施設に貯蔵されている使用済燃料の搬出を着実に進めるとともに、試験研究炉の使用済燃料については、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵がさらに長期化することが懸念されるため、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

(9) 放射性廃棄物の処理・処分等について

東海再処理施設の高レベル放射性液体廃棄物については、リスクを早期に低減させるため、国としてもガラス固化処理について安全を前提に着実かつ計画的に進められるよう責任を持って事業者を指導監督していくとともに、ガラス固化体については、最終処分地の早期選定に向けた取組を加速すること。

併せて、高レベル放射性廃棄物の減容化や有害度の低減化に関する研究開発を促進すること。

また、原子力施設の廃止措置や研究施設等から発生する低レベル放射性廃棄物についても、廃棄物の埋設処分に係る技術基準の早急な整備や、放射性廃棄物の処理処分に係る国民の理解促進、地域振興策の検討などに取り組み、原子力事業者が早期に最終処分できる環境を整備すること。

未来を担うたくましい人づくりについて

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望の内容＞

グローバル化が進展し、新しい知識や情報・技術が飛躍的に重要性を増す中、知識基盤社会を牽引する人材の育成は、我が国の最重要課題の一つとなっております。また、物的資源の乏しい我が国にとって、人材こそが最大の資源であります。

一方で、近年、若者の内向き志向や理科離れなどが指摘されており、今後、我が国が成長を持続していくためには、科学技術の発展をリードし、国際社会で活躍できる人材の育成が不可欠であり、子どもたちに対して、基礎学力を向上させることや、豊かでたくましい心と健やかな体を育成することが求められています。

そのため、今後も、外国語によるコミュニケーション能力の育成やプログラミング教育の充実、さらには、幼少期から自然や科学の事象に親しませる取組とともに、科学技術を分かりやすく伝えることができる人材の育成や活用を推進していくことが重要です。

また、学習指導要領の改訂により、より一層の授業の工夫・改善が求められていることから、教員の負担軽減策を講じつつ、ICT環境のさらなる充実や、教員としての資質・能力の向上に向けて取り組むことも必要となります。

さらに、いじめや不登校・問題行動、発達障害など特別な配慮が必要な児童生徒に対する取組や、就学前教育、家庭教育を充実させること、そして体罰などによる不適切な指導をなくすことは喫緊の課題となっております。

本県では、教育を県政の重要課題としてとらえ、様々な施策を積極的に推進しているところですが、国におきましても、教育振興基本計画に則り教育施策の一層の充実を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 「教育振興基本計画」で示された成果目標の達成並びに基本施策の実施のため、教育予算の増額を図ること。
- 2 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校等」という。）に引き続き、中学校及び義務教育学校後期課程においても、学級編制の標準を35人以下へ引き下げる新たな定数改善計画を策定すること。

また、小学校等における専科指導やチーム学校の推進のための小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）への加配の充実を図るとともに、通級による指導等については、特別な配慮ときめ細かな支援が必要であることから、基礎定数化が完了した後も十分な教員数を加配措置すること。

さらには、高等学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善へ向けて、その推進役となる教員が効果的に活動できるようにするための加配や通級による指導のための加配など、加配定数の充実についても配慮すること。

特に、外国人児童生徒の増加に伴い、日本語を母語としない児童生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することが重要となることから、児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かな指導を実施するための、公立学校（小・中・高）における十分な教員の加配を行うこと。

加えて、年度途中に発生する教職員の産・育休等に伴う補充者不足を解消するため、教員定数を増やすとともに柔軟に教職員を配置することができるような方策を講ずること。

3 現代的な健康課題に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実により、子供の心身の健康の保持増進を図る必要があることから、養護教諭及び栄養教諭等の定数改善を推進すること。

4 高度専門職である教員の資質向上を図ることを目的として、各都道府県教育委員会が策定した「教員の資質向上に関する育成指標」において、職責、経験、適性等に応じて身に付けるべき資質が成長段階ごとに設定されていることを踏まえ、双方向型オンライン研修やオンデマンド配信研修、国の研修機関や高等教育機関等による研修を充実させるなど、全ての教員が必要な時に資質向上を図ることができるよう、研修形態の多様化に向けた方策を講ずること。

5 理科教育に関する高い専門性と教育者としての資質能力を兼ね備えた優れた人材を確保するため、大学における理科教員養成の充実を図ること。また、観察・実験に関する施策の充実や教員研修の創設など、小・中学校等の理科教育に関する施策を推進すること。

さらに、高校教育については、将来の科学技術系人材の育成を図るためにスーパーサイエンスハイスクール事業等を継続するとともに、大学入試制度

改革とリンクさせるなど、その取組が評価される場面をさらに広げること。

6 英語教育の早期化・教科化・高度化を踏まえ、専門性を有する優れた人材を確保するため、英語教員養成の充実を図るとともに、授業の質の向上を図るための加配定数の拡充など、指導体制の充実を図ること。また、国際教育を充実させるための事業の拡充を図ること。

7 学習指導要領において、小・中学校等の道徳が特別の教科として位置付けられたことを踏まえ、地域の中核となる教員を計画的に配置するなど、教員の指導力向上に向けた体制づくりを推進すること。

高等学校については、「公共」等で行う授業実践事例を紹介するなどし、道徳教育の充実を図ること。

8 令和2年（2020年）度から小学校等で必修化されたプログラミング教育の成果を生かし、発展させる視点から、オンデマンド型配信による研修用教材や民間企業・大学教授等の外部人材を活用することにより、中学校技術・家庭科（技術分野）及び高等学校情報科担当教員の指導力向上に向けた施策を講ずること。

併せて、プログラミングを学習することに高い意欲を有する中・高校生に対し、より高度かつ専門的な内容の学習機会を提供するため、全ての中学校及び高等学校において、オンデマンド型配信による研修用教材や民間企業・大学教授等の外部人材を活用した指導等ができる体制を整備すること。

9 児童生徒が1人1台の情報端末を活用し、個別最適で協働的な学びを可能とするICT環境の整備と人的支援を推進するため、現在「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」により行われている地方財政措置を令和7年（2025年）度以降も継続すること。

また、学校の臨時休業などの緊急時、病気療養時、さらには、不登校で学校に登校できない児童生徒の学習保障のための学習支援コンテンツ（動画等）を充実させるとともに、著作権の弾力的な運用や通信費に対する補助の拡充など、オンライン授業等を進めやすい体制を整備し、特に非常時のオンラインによる特例の授業を通常の授業時数として認定できる措置を講ずること。

加えて、民間企業等が提供する学習支援コンテンツを利用するための財政的支援を講ずること。

また、義務教育段階における遠隔教育について、送信側において英語等の

専門性の高い人材を活用し、受信側において当該教科免許を持たない教員でも授業を担当することができる特例制度をすべての学校が活用できるよう早期の法整備を実現すること。

- 10 学校におけるいじめや暴力行為等の問題行動や、不登校、児童虐待の課題等に適切に対応するため、教職員の加配措置の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図ること。
- 11 学校現場から体罰を一掃するために、体罰によらない指導に関する調査研究を実施し、その成果の普及を図るための研修などを行い、教員が萎縮することなく、毅然とした指導ができる体制を確立すること。
- 12 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）と同様の教育活動を自校で柔軟に行うことができる「校内教育支援センター（校内フリースクール）」の設置について、学びの多様化学校と同等に国が積極的に促進するとともに、設置の推進に向けた教員の加配項目の新設や財政措置などさらなる支援策を講ずること。
- 13 夜間中学を設置する市町村に対し、さらなる積極的な支援策を講ずること。特に、教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業の拡充）に関し、補助対象期間を撤廃し、補助対象経費に対する補助率を引き上げること。
- 14 市町村が抱える課題に応じて、地域の人材等を活用した家庭教育支援に取り組む体制の構築を図るため、関係機関との連携による訪問型家庭教育支援に係る財政的支援の拡充など、家庭教育のさらなる充実を図るための方策を講ずること。
- 15 公職選挙法が改正され、高校生の一部も有権者となったことや、民法改正により、令和4年（2022年）度から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、生徒が自己決定と社会参加の経験を積むことにより、自主性・自立性を育み、社会の創り手としての市民が備えるべき資質・能力を育成する教育の充実を図ること。

16 公立文教施設における老朽化対策、防災機能強化、環境改善などについて、自治体が年度の早期から計画的かつ円滑に事業を実施できるよう、十分な予算の確保を図ること。

さらに、長寿命化関連事業の推進を図るために財政的支援を拡充すること。

17 国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校において持続可能な運動部活動が行われるよう、引き続き部活動指導員の活用を促進するとともに、派遣経費の充実を図ること。

18 国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動地域移行を推進するため、県や市町村の取組に対する十分な予算措置を講ずること。

また、希望するすべての生徒が地域クラブへ参加できるよう、困窮家庭への支援についての補助を明確に位置付け、補助を行うこと。

19 教職の重要性等を踏まえ、給特法の改正や様々な教師の役割と職責に応じた仕組みの構築等の教師の処遇を抜本的に改善する対策など、教職の魅力向上のための施策を早期に実現すること。

また、こうした施策を具体的に実現するため、地方に財政負担が生じないよう、国の責任と負担により確実な財政措置を行うこと。

小・中学校及び義務教育学校の適正配置等について

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望の内容＞

急激な少子化の進行に伴い、県内の小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）では小規模校が増加し、児童生徒が切磋琢磨することや社会性などを育成することが難しい状況にあります。そのため、学校の適正規模・適正配置を進め、児童生徒の教育環境の改善を行うことが課題となっております。

一方、統合が困難な地理的特性や、地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮から存続を選択した小規模校の活性化に対する支援など、各市町村の実情に応じた学校づくりを推進する必要があります。

このため、本県におきましては、公立小・中学校等の適正規模について指針を策定するとともに、統合した学校への教職員の加配や遠距離通学対策事業費への補助などを行うほか、小規模校への教職員の加配を行うなど、市町村における取組を支援・助言しております。国におきましても、小・中学校等の適正配置等に取り組む市町村を一層支援するよう、下記事項について要望いたします。

記

適正規模・適正配置等に取り組む市町村に対し、さらなる積極的な支援策を講ずること。特に、次の取組を推進すること。

- 1 学校統合に伴う児童生徒の学校環境の変化に対する不安の解消や、小規模校の活性化のための教職員の加配措置のさらなる拡充を図っていくこと。
- 2 学校統合に伴う児童生徒の遠距離通学における不便の緩和及び通学路の安全確保に関し、地方公共団体が負担する経費に対して、補助対象期間を撤廃し、補助率を引き上げるなど、十分な財源措置を講ずること。
- 3 学校統合に伴い校舎等の新增築及び改修を行う際の補助制度について、さらなる拡充を図っていくこと。
- 4 学校統合により廃校となった学校跡地の有効活用を図るため、施設の転用等に伴う改修、解体及び撤去等に係る補助制度を拡充すること。

少子化対策の充実について

<提案・要望先> こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省

<提案・要望の内容>

少子化による人口減少社会の到来は、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化など、様々な影響を及ぼすことが懸念されており、本県では「茨城県次世代育成プラン」により総合的・計画的に少子化対策に取り組んでいるところです。

将来にわたって我が国が活力を維持していくためには、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援は最重要課題の一つであるため、結婚や子育てを後押しする経済的支援、待機児童対策、子どもの貧困対策の一層の充実について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 子ども関連予算を国際的に見ても遜色のない水準に引き上げるべく、予算の倍増を実現していくこと。
- 2 地方自治体ごとの財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差を生じることなく、全ての家庭が安心して子どもを産み・育てることができる環境を整えられるよう、国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、全ての子育て家庭に資する全国一律の制度を構築すること。
特に、次世代を担う子どもの育成及び子どもを育成する家庭を支援する環境の整備のための次の交付金制度について、安定的な財源を確保すること。
 - (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金
 - (2) 就学前教育・保育施設整備交付金
- 3 令和4年(2022年)4月から不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。また、不育症検査については、国の助成対象となる検査が限られていることから、助成対象検査を拡大すること。
- 4 出産時の経済的な支援策を強化するため、現在の負担に見合う形に出産育児一時金の支給額を引き上げること。

- 5 全ての新生児が平等に恩恵を受けられるよう、早期発見・早期治療の重要性の高い疾患を国の責任において先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加すること。
- 6 子ども及び妊産婦医療費の公費負担制度を創設すること。併せて、妊産婦、ひとり親家庭及び重度心身障害児等に対し、地方公共団体が「現物給付」による公費負担を行った場合、国民健康保険制度において、療養給付費負担金を減額する措置については、すべて撤廃すること。
- 7 複数の子について、連続して産休・育休を取得した場合にも育児休業給付金の対象となるよう、被保険者期間に関する要件を緩和すること。
- 8 幼児教育・保育の完全無償化を実現し、支援を課税世帯にも拡大すること。
- 9 こども家庭庁の発足に伴い、保育所や認定こども園等はこども家庭庁の所管となった一方、幼稚園は文部科学省の所管に留まったことにより、こども家庭庁所管の保育所、認定こども園等と、文部科学省所管の幼稚園では、医療的ケア児の受入に必要な看護師の配置経費に対する助成制度や、ICT化等を行うための助成制度等において、事業者の負担割合に大きな差が生じているため、省庁間の助成制度の格差を解消すること。
- 10 保育人材の確保等により、待機児童の速やかな解消を図るとともに、地域において十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう以下の措置を講じること。
 - (1) 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を促進し、施設整備や保育サービスの提供などの「量の拡充」や職員の処遇や配置基準の改善などによる「質の向上」を図るため、国が責任を持って必要な額を確保すること。
 - (2) 保育士等及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士等の勤務実態に合った公定価格を定めること。その際には、単価の設定や処遇改善について、給与水準が高くなる東京に地方の保育士等が流出することのないよう、適切かつ十分な措置を講ずること。

- (3) 保育士修学資金貸付等制度を活用し、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の職場復帰が図れるよう、国が安定的な財源を確保すること。
 - (4) 食物アレルギーを持つ児童について十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう、施設型給付費の栄養管理加算を増額するなど、適切かつ十分な措置を講ずること。
 - (5) 認可外保育施設について、十分な保育サービスの提供が図られるよう、事業開始後の届出から事業開始前の届出に制度を変更すること。
 - (6) 病児保育事業について、安定的なサービスの提供を図るため、子ども・子育て支援交付金の基本額を増額すること。
- 11 「教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付」の地方単独費用部分を「保育認定（2号・3号認定）」と一本化し国庫負担対象とすること。
- 12 「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童解消をより一層進めるとともに、利用料の無償化を図ること。
- 13 子どもの貧困対策では、対象となる子どもの把握が困難であり、施策効果を図る適当な指標がないことから、引き続き全国統一的な基準を用いた調査を行うとともに、地域の実情にあった対策を講じるため、都道府県別のデータの提供にも努めること。
- また、子どもの貧困対策を恒久的かつ実効性のある施策として推進できるよう、財政的支援の充実を図ること。特に、令和5年度補正予算において新たに設けられた「地域こどもの生活支援強化事業」を継続して実施するなど、地方の財政負担割合が増加しないよう、国が安定的な財源を確保すること。
- 14 令和5年(2023年)度までとされていた「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」（安心こども基金を活用）については、令和6年(2024年)度から子ども・子育て支援交付金等の対象事業として再編・継続されたところであるが、補助率が低減されるなど地方の財政負担が増加していることから、従来補助率に是正すること。

地方における外国人材の活躍促進について

＜提案・要望先＞ 法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

我が国は既に、世界でも例を見ない人口減少・超高齢化社会に突入しており、約30年後には総人口が2,026万人減少すると見込まれ、うち約9割が生産年齢人口であるとされております。

こうした中、国内企業等における人手不足を解消するためには、外国人材の国内企業等への就労を促進し、企業等の成長につなげていく必要があります。

一方、世界的な人材獲得競争も激しくなる中で、外国人材を惹きつけ、選ばれる国となるためには、外国人が日本人と同様に安心して働き、その能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要であります。

つきましては、地方における外国人材の活躍促進に向けて、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 新たに創設される育成就労制度において、一定要件のもと本人の意向による転籍も認められる方向であるが、ハローワークの役割や支援体制を強化（求人票や相談対応の多言語化等）するなど、転籍が適切かつ円滑に行われる体制を整備すること。

また、政府は外国人留学生の国内就職率の向上を目標としているが、地方への就職・定着を促進するため、各都道府県に設置されているハローワーク内の留学生コーナーの支援体制を強化すること。

2 外国人が介護福祉士国家試験等を受験する際の配慮として、平易な日本語を用いて出題する、または、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。

3 外国人が着実にスキルアップを図れるよう、技能講習や各種免許試験において、外国語対応の更なる充実を図ること。特に、漁業分野においては、インドネシア人が大半を占めることから、小型船舶操縦士免許、海技士国家試験を受験する際の配慮として、対応言語にインドネシア語を追加すること。

- 4 特定技能評価試験について、国内外で開催地や回数を増やし、受験機会の更なる拡大を図ること。また、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。
- 5 日本語能力試験について、試験回数を増やすとともに、受験会場の選択を可能とするなど、受験しやすい環境を整備すること。
- 6 在留資格「特定活動（46号）」の資格要件である日本語能力について、日本語能力試験の認定レベルをN1からN2に変更するなど、高度外国人材の受入れ促進に向けた更なる緩和を図ること。

難民の受け入れを通じた国際社会に開かれた 社会づくりの推進について

＜提案・要望先＞ 法務省、外務省、文化庁、厚生労働省

＜提案・要望内容＞

国際情勢が不安定化する中において、難民問題は深刻さを増しており、先進国には人道的配慮から積極的な役割が求められております。昨年6月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、紛争避難民など難民に準じて保護すべき者を確実に保護するための「補完的保護対象者」認定制度や、收容しないで退去強制手続を進めるための「監理措置」制度の創設、收容施設内における適正な処遇の実施のための規定の整備などが行われており、今後、これらの制度の適切な運用を図ることで、難民問題に係る国際社会における先進国としての日本の役割をしっかりと果たしていくことが求められております。

また、難民認定申請者等を收容する入国者收容所等の運営については、入所者の收容期間の長期化や收容中の死亡事案の発生など、人権の観点からの課題も指摘されてきたところです。入国者收容所等の適正な運営に資するため、視察等を行い、意見を述べる第三者機関として「入国者收容所等視察委員会」が設置されているところですが、「東日本入国管理センター」が所在する自治体として、このような人権侵害が生じていることは大変遺憾であり、看過することはできません。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1 国においては、難民認定制度の運用の一層の適正化に向けた取組の一環として、昨年3月には、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を公表したほか、昨年12月から制度が施行された「補完的保護対象者」の認定を進めるなど、人道上、真に保護する必要がある方々を確実に保護していく取組が進められている。

しかしながら、我が国における難民条約上の難民の定義の解釈や該当性の判断基準が、国際的な基準に照らして厳しいとの指摘もあり、本来保護すべき者を適正に保護するという先進国としての重要な責務が十分に果たされない懸念もある。

このため、極めて低い我が国の難民認定率が、欧米先進諸国並みとなるよ

う、難民の解釈を広げるなどの見直しを行うとともに、難民認定制度を適切に運用し、難民の受入れ拡大に取り組むこと。

- 2 国連の自由権規約委員会からは、難民認定申請者に係る収容期間の長期化、仮放免された外国人に対する生活支援が不十分であることや就労制限による生活困窮など、人権面の課題についての指摘がなされている中、今般の法改正により「監理措置」制度が設けられているが、収容期間の上限が設けられていないことや、監理人のなり手の確保も課題として指摘されており、難民等認定申請者の長期収容や生活困窮の実態が解消されない懸念も残る。

このため、いたずらに収容が長期化することのないよう、「監理措置」制度の適切な運用等により、収容を巡る課題を解決するための取組を進めるとともに、難民等認定申請者が最低限度の生活を確保するうえで必要な支援を実施するなど、真に人権に配慮した難民認定制度の運用を図ること。

また、入国者収容所について、より人権に配慮した運営がなされるよう、例えば、入国者収容所等視察委員会とは別に、所在自治体との協議の場を設けるなどにより、所在自治体の意見を反映させることができる制度を創設すること。

- 3 難民等の受入れにあたっては、生活基盤のない日本において円滑に生活できるよう、日本語や生活習慣の十分な習得、就労支援等を集中的・効果的に行うほか、日常生活の支援を継続的に行うなど、適切な定住支援を行うこと。

日本の成長を支える国際政策の取組について

＜提案・要望先＞ 総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、法務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、観光庁、防衛省

＜提案・要望内容＞

近年、アジア諸国・新興国が目覚ましい経済成長を遂げている一方、我が国では人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、国内需要の低迷などの問題に直面しており、今後、国際社会において我が国の存在感をいかにして維持していくかが大きな課題であります。

そのためには、地域が世界の成長や活力を取り込むことにより発展し、我が国の成長の牽引役となっていくことが求められており、また、訪日外国人の受入環境の整備を図ることが必要であります。

さらに、現在、各国と様々な国際交渉が進められているところですが、協議内容等に対する情報開示や説明が不十分であり、国民や関係団体等が不安を払拭できない状況が続いています。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 海外から企業の地域統括拠点や研究開発型企业等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充するとともに、空港・港湾等の機能強化及び交通アクセスの利便性の向上、外国人の居住環境の整備などをより一層推進すること。
- 2 海外における農林水産物・食品等の販売促進活動等に国をあげて取り組むとともに、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援の充実等、輸出環境の整備に係る取組についても国の財政支援の対象とすること。
- 3 農林水産物等の輸出にあたって、中国、韓国、台湾等の諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

また、検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、相手国への輸出解禁や輸出条件緩和を実現するため、ベトナム、台湾等アジア諸国・地域や米国等と積極的に

2 国間協議を行うこと。

なお、輸出解禁に伴い生ずる栽培地検査事務については、国が当該業務量相応の植物防疫官の人数を配置するとともに、必要な検査補助員を確保すること。

さらに、検査補助員を委嘱する際には、最低賃金法に定める金額以上の手当を支給できるよう、予算措置を講ずること。

4 日米貿易協定をはじめとする、いかなる国際交渉においても、協議内容や経済活動及び国民生活に与える影響などについて、国民に徹底した情報開示と丁寧な説明を行うこと。

特に農林水産分野については、農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保するとともに万全の対策を講じること。

5 外国人観光客の訪日を促進するため、フィリピン、ベトナムからの旅行者に対して、査証取得を免除するとともに、中国人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北6県と同様に扱うこと。

スタートアップ・エコシステムの形成について

＜提案・要望先＞ 内閣府、文部科学省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

人口減少時代を迎えた我が国において持続的な成長を遂げていくためには、新たなサービスや価値を社会に提供するスタートアップ等が牽引役となって、社会課題の解決や良質な雇用の創出、新しい産業クラスターが形成されていくことが極めて重要であります。

このような中、本県のつくばや東海地域には、我が国を代表する高水準の研究・教育機関が集積しており、こうした研究・教育機関における技術シーズを活用したスタートアップが次々と生まれ、世界中のヒト・モノ・カネと結びついて事業化し、成長が促進されるエコシステムを形成していくことが重要であります。

つきましては、地域発のイノベーションを創出し、日本の発展に寄与するスタートアップ・エコシステムの形成が図られるよう、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 つくばや東海地域に集積する大学や研究機関の技術シーズを活用したスタートアップの創出に向けて、大学や研究機関が行う共同研究への支援や、先端的な技術シーズの発掘・事業化、必要な施設の整備や大企業との人材マッチングに対する支援を強化すること。
- 2 スタートアップの成長に向けて、スタートアップへの投資規模が拡大するよう、ベンチャーキャピタル等の人材確保・育成に取り組むこと。また、海外の主要な投資家や起業家を呼び込むための取り組みや、グローバルな先端地域との繋がりを強化する取り組みの実施など、スタートアップの海外展開に向けた支援を積極的に行うこと。
- 3 地域が一丸となってスタートアップを支援する体制を構築するため、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化に向けた支援を拡充すること。

データ連携基盤の整備について

＜提案・要望先＞ デジタル庁

＜提案・要望の内容＞

人口減少、少子高齢化等の課題を抱える我が国において、地方の活性化を図っていくためには、デジタルの力を活用し、社会課題の解決や魅力向上を図る取組がますます重要になっています。特に、暮らしを支えるサービスのデジタル・トランスフォーメーション（DX）を実現するためには、交通や子育てといった分野を超えてデータの連携・共有を行う仕組みが必要であり、各地域でデータ連携基盤が整備されています。

このような中、国は、地域内における重複投資を防ぐ観点からデータ連携基盤の共同利用を促すこととし、都道府県に対して、地域におけるデータ連携基盤共同利用ビジョンを作成し、市町村間のとりまとめ又は基盤の整備運用の主体となることを求めています。

しかしながら、国は、データ連携基盤の定義や国としての整備方針を示しておらず、また地域ごとにデータ連携基盤を整備することは、データの効果的な連携や共有を妨げるものと考えられます。

データの利活用を促進させ、国民の暮らしを支えるサービスのDXを促進するには、国としての統一的な方針を定めることが重要であり、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 目指すべきデータ連携基盤の全体像や具体的・統一的な定義を早急に示すこと。
- 2 都道府県を超えた広域的なデータの連携・共有が可能となるよう、国としてデータ連携基盤を整備すること。

デジタル・デバイド対策の推進について

＜提案・要望先＞ 総務省

＜提案・要望の内容＞

人口減少、少子高齢化等の課題を抱える我が国において、生産性の向上や経済の再生を図るには、デジタルを最大限に活用することが不可欠であり、社会全体のデジタル化に向けた取組がますます重要になっています。

こうした中、高齢者は、スマートフォンやタブレットを利用していない人の割合が他の世代より高く、デジタル・デバイドにより社会的な孤立や経済的不利益などにつながることも懸念されています。

また、住民や観光客の利便性向上と安心安全の確保のため、山間部等の非居住エリアにおいても、携帯電話の利用ニーズが高まっています。

国民全体にデジタル・サービスを定着させ、利用を促進するには、デジタルへの接触機会を増やし、その便利さを実感できるようにすることが重要であり、「誰一人取り残されない」デジタル化を推進するため、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 「デジタル活用支援推進事業」について、講習会の会場となる携帯電話ショップが立地していない地域においても、くまなくきめ細かな支援が行き届くよう配慮するとともに、「自分の生活には必要ない」という理由からスマートフォン等を利用していない人々に、デジタル機器の便利さを知ってもらい、関心をもってもらえる魅力あるプログラムを実施すること。
- 2 デジタル・サービスを利用する際の様々なリスクを理解し、危険を回避できる知識を身につけるための教育・研修や、情報セキュリティの確保、サイバー犯罪被害の防止のための情報提供の充実に努めること。
- 3 視力や上肢の運動能力などの身体的制約等がある人のための、デジタル機器やアプリケーションのUI（ユーザー・インターフェース）の改善、高齢者が入手しやすく、操作しやすい安価でシンプルなデジタル機器の開発等に対して、民間企業等への技術的・財政的支援を行うこと。
- 4 幹線道路や観光地などの非居住エリアにおいても、住民や観光客の利便性向

上と安心安全の確保のため、携帯電話サービスの重要性が増していることから、地方の要望やニーズが高いエリアについて重点的に携帯電話サービスの圏外解消を図ること。

条例公布手続における「電子署名」の追加について

＜提案・要望先＞ 総務省、デジタル庁

＜提案・要望の内容＞

地方自治法上、条例公布時の長の署名は自署に限られ、電子署名は認められていないため、条例公布に係る事務については、紙を使用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない状況にあります。

そのため、災害時など登庁が困難な場合に条例の公布が不可能となることも想定されるところ、条例が県民の権利義務に関わるものである場合には、その適用ができず県民生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

特に、本県は、原子力発電施設が、県庁から約 20 km（全国で 2 番目に近い立地）に位置していることから、仮に原発事故があった際の影響は甚大であり、災害時でも業務を遅滞なく完結できる体制を整備しておくこと、すなわち本業務のデジタル化が必要です。

こうしたことから、災害時など登庁が困難な場合でも条例の公布手続が遅滞なく完結することで県民生活への影響を回避するとともに、条例公布に係る全ての手続をデジタルで完結して行政の効率化に資するよう、下記事項の実施を要望いたします。

記

条例公布時の長の署名について、自署による方法だけでなく、電子署名による方法も可能とし、いずれかを各自治体の判断で選択できるようにすること。

統計調査手法の見直しについて

＜提案・要望先＞ 総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

公的統計は、行政施策の推進のための基礎資料として利用されるだけでなく、社会全体で利用される情報基盤として、国民、企業等の合理的な意思決定や、社会的課題の解決に向けた学術研究に必要不可欠なものであり、社会経済の発展や国民生活の向上に一層役立つものでなければなりません。

統計調査を実施する上で、統計調査員は、調査対象の世帯等を訪問し、調査票の記入依頼や回収、点検といった統計調査の仕事の中でも重要な部分を受け持っております。

しかしながら、全国的にも統計調査員の高齢化が進み、統計調査員の確保は一層困難となっており、また、プライバシー意識や防犯意識の高まり等により、調査活動についても困難さが増しております。

統計調査を取り巻くこのような状況に対し、調査票の配布・回収を原則オンライン化し、行政記録情報や民間企業が保有するビッグデータを積極的に利活用することで、調査員確保難への対応、さらには調査経費の削減、県・市町村職員の事務負担軽減にもつながるものと考えます。

以上のことから、公的統計の役割が十分に発揮されるよう、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 国勢調査をはじめとする統計調査において、統計調査員による調査関係書類の配布・回収を廃止し、オンラインによる調査を原則とすること。その際、行政記録情報や民間企業が保有するビッグデータを利活用できるようにすること。
- 2 調査事項を行政記録情報等で代替可能な統計調査については、報告者に回答を求めることなく行政記録情報等の利活用により統計を作成する仕組み（いわゆるレジスター方式）を導入すること。

広域道路ネットワークの強化・充実等について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、東日本高速道路（株）、財務省

＜提案・要望の内容＞

本県においては、東日本大震災や関東・東北豪雨、令和元年東日本台風及び房総半島台風、また令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号、令和5年台風第13号により甚大な被害を受けた経験から、災害に強い県土づくりに取り組んでおり、頻発化・激甚化する風水害や切迫性が指摘される大規模地震などから県民の命と暮らしを守るため、災害に強い道路ネットワークの構築が急務であります。

本県の高規格幹線道路は、茨城空港や茨城港、鹿島港といった国際拠点間の連結による広域的な連携の強化や、沿線への企業立地を進展させ産業の振興を図る極めて重要な基盤施設であるため、生活や経済活動を支える広域道路ネットワーク全体の強化・充実が強く望まれているところです。

このようなことから、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 高規格幹線道路ネットワーク全体の一日も早い完成に向け整備を推進すること。

(1) 東関東自動車道水戸線の整備を推進すること。

ア 未開通である潮来IC～鉾田IC間について、2025～26年度の全線開通に向けて整備を進めること。また、徹底的なコスト縮減などによる地方負担の軽減を図ること。

イ 利用者の利便性向上と併せ地域振興にも寄与する（仮称）行方PAについて、本線の開通に合わせて供用するように整備を進めること。

ウ カーボンニュートラル産業拠点の競争力強化などのため、東関東自動車道水戸線潮来IC周辺と鹿島臨海工業地帯の中核となる鹿島港を結ぶ高速道路計画の早期具体化を図ること。

(2) 首都圏中央連絡自動車道の整備を推進すること。

ア 県内区間を含む東北道から東関東道までの4車線化について、工事完成区間から順次開通させ、2026年度までの全線開通に向けて、整備を進め

ること。

イ 利用者の利便性向上と併せ地域振興にも寄与する坂東PAについて、本年4月に供用した内回り側に引き続き、外回り側についても本線の4車線化に合わせて供用するように、整備を進めること。

ウ 県で進めているICアクセス道路について、圏央道の4車線化に併せて事業推進が図れるよう十分な予算を確保すること。

(3) 高速道路を補完する直轄国道などの整備を推進すること。

ア 常磐自動車道、北関東自動車道などを補完する国道6号、50号、51号については、重要物流道路に指定されるとともに、災害時に緊急輸送路として県土の防災・減災に資する大変重要な道路であることから、事業中箇所の実整備推進及び国道6号小美玉道路（仮称）や桜川道路（仮称）（日立市）などの未事業化区間の早期事業化を図ること。

イ 首都圏中央連絡自動車道のアクセス道路となる新4号国道については、企業立地による地域産業の活性化や大規模災害時における重要な路線であることから、主要交差点の立体化、全線6車線化に向け、整備を推進すること。

ウ 事業中であるスマートIC（（仮称）つくばスマートIC、（仮称）つくばみらいスマートIC、（仮称）笠間PAスマートIC、（仮称）千代田PAスマートIC）については、高速道路の利便性向上、地域経済の活性化に資する重要な施設であることから、一日も早い完成に向けて、整備を推進すること。併せて、（仮称）土浦スマートIC、（仮称）守谷SAスマートICの早期の新規事業化を図ること。

2 これらの社会資本整備に必要な公共事業費予算を確保すること。

地方への人の流れを加速する都市鉄道ネットワークの強化について

<提案・要望先> 国土交通省

<提案・要望の内容>

本格的な人口減少が進む中、我が国の経済発展をリードしてきた首都圏では、国際競争力強化に向けた空港アクセスの改善や訪日外国人への対応、さらにはポストコロナ時代にふさわしい、地方創生に資する都市鉄道ネットワークの構築が求められております。

このような中、平成 28 年(2016 年)4月に交通政策審議会答申で示された、令和 12 年(2030 年)頃を念頭に置いたつくばエクスプレスのあり方については、東京までの延伸に加え、都心部・臨海地域地下鉄構想との一体整備が明記されておりますほか、地元では、広域的な交流を一段と活発化させるとともに、本県発展の起爆剤になるとして、県内延伸についても大いに期待が高まってきているところであり、県においては、令和 5 年(2023 年)6月に延伸方面は土浦方面、JR 常磐線と接続する駅は土浦駅と決定し、関係機関との調整のベースとなる延伸計画の素案の策定に向けて、さらなる調査・検討を実施しているところであります。

加えて、東京都心と本県県西・南部地域等とのアクセスを改善し、東京の都市機能のバックアップ等につながる道路・鉄道網を強化することが強く期待されております。

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 我が国のより一層の成長・発展の基盤を築く上で、世界的な科学技術拠点都市であるつくばと東京都心、さらには中部圏や関西圏等を密接に結ぶ都市鉄道ネットワークの構築が極めて重要であることから、交通政策審議会の答申を踏まえ、つくばエクスプレスの東京延伸の早期実現に向けて、特段の支援を行うこと。

また、地域生活圈間の連携や大都市の高次サービスへのアクセス、観光やビジネスでの往来、さらには地方創生の取組等を一層加速させる観点から、地域間を結び、利便性の向上に寄与する交通ネットワークの更なる充実やリダンダンシー（代替輸送機能）確保等につながる、県内延伸の実現に向けても特段の支援を行うこと。

- 2 東京 8 号線（地下鉄 8 号線）について、東京の都市機能のバックアップ等の観点から県及び地元市町とで、東京都心とのアクセス改善を検討している

ところであるが、その前提となる押上からの延伸の早期実現に特段の支援を行うこと。

気象庁地磁気観測所の移転について

<提案・要望先> 国土交通省、気象庁

<提案・要望の内容>

気象庁地磁気観測所については、東京での直流電車の開通に伴う観測業務への影響を考慮し、大正2年(1913年)に、国の負担において、本県石岡市柿岡へ移転されたところです。

気象庁地磁気観測所の半径35km内は、鉄道の直流電化が制限されるため、本県の鉄道の大部分は、直流電化よりも費用がかかる交流電化(交直両用方式)での整備を余儀なくされております。

直流電化方式による運行ができないことで、昭和3年(1928年)に水戸電気鉄道(水戸～長岡～奥谷～石岡)や筑波高速度電気鉄道(田端～流山～守谷～谷田部～大穂～北条～筑波山)の電化営業許可申請が地磁気観測に障害があるとして却下されたほか、電化方式の違いが東京方面の鉄道との相互乗り入れの阻害要因になるなど、過去から現在に至るまで、本県の鉄道ネットワークの構築に大きな制約となっております。

つきましては、下記事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 鉄道ネットワークの構築を図る上で制約となっている気象庁地磁気観測所を、国の責任において、早期に県外に移転すること。
- 2 将来にわたって、交流電化(交直両用方式)を導入することによる車両整備経費等のかかり増し分について、十分な補償を行うこと。

「地方創生回廊」の東日本大震災被災地域への拡大と、被災地復興に向けた高速鉄道の整備について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

国が進める「地方創生回廊」構想は、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークや高速道路網などの高速交通ネットワークを活用し、北から南まで地方と地方を結び、全国を一つの経済圏に統合することで、人や産業を地方に呼び込み、新たな雇用を創出する、地方創生の礎となるものです。

特に、地方創生回廊のハブとなる東京と、名古屋及び大阪の三大都市圏を新たなルートで結ぶリニア中央新幹線は、それぞれの地域の特色ある発展を支え、我が国全体に活力をもたらすことが期待されているところです。

そこで、東日本大震災の被災地復興という観点から、「地方創生回廊」を太平洋沿岸の被災地域まで拡大するとともに、首都圏から太平洋沿岸地域を縦断する高速鉄道を整備することにより、リニア新幹線をはじめとする高速交通ネットワークがもたらす効果を、さらに広く行き渡らせ、首都圏と被災地、被災地と被災地とを結ぶ人の流れを拡大、創出することによって、被災地を復興し、地方創生につなげていくことが期待されるということです。

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

東日本大震災の被災地復興という観点から、「地方創生回廊」を太平洋沿岸の被災地域まで拡大するとともに、地域を縦断する高速鉄道の整備を促進すること。

我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

港湾は、我が国の経済活動や国民生活を支え、国際競争力の強化や安全で豊かな暮らしの実現に欠かすことのできない極めて重要な社会基盤であります。

本県港湾の整備は、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道などの道路網整備に伴い首都圏物流の合理的再編を促進し、東京湾岸地域への集中により生じる陸上・海上交通の混雑の緩和や、迅速で環境負荷の少ない物流の実現に有効であり、首都圏全体の経済発展においても重要な役割を担っております。

また、茨城港・鹿島港においては、全国初となる港湾脱炭素化推進計画を作成し、港湾の脱炭素化を進め、魅力向上や競争力強化を図るとともに、次世代エネルギーのサプライチェーンの拠点化を目指しております。

つきましては、国際競争力の強化のため、本県の港湾整備について、下記の事項を要望いたします。

記

1 茨城港常陸那珂港区の整備推進について

茨城港常陸那珂港区について、地域の基幹産業の競争力強化を図るため、中央ふ頭地区水深 12m岸壁（2バース目）及び水深 14m岸壁の早期整備を図ること。

また、港内静穏度を向上させ、荷役の効率化と船舶の安全な航行に資する防波堤の早期整備を図ること。

2 鹿島港の整備推進について

鹿島港について、鹿島臨海工業地帯の産業の競争力強化等を図るため、防波堤等の早期整備により港湾機能の強化を図ること。

3 港湾関連予算の確保について

本県の港湾及び海岸整備に必要な港湾関連予算を確保すること。

4 カーボンニュートラルポートの形成に向けた支援について

倉庫等への再生可能エネルギー導入等に付随する施設改良など、民間企業におけるカーボンニュートラルポート形成に資する取り組みに対する財政支援を図ること。

茨城空港について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、財務省、防衛省

＜提案・要望の内容＞

本県の陸・海・空の交通ネットワークの形成により国内外の交流人口の拡大を図るため、茨城空港の活用促進及び関連公共事業の整備推進に向けて、下記事項について要望いたします。

記

首都圏の航空需要の増大に対応するためには、東京国際空港、成田国際空港だけでなく、東京に近く低コストで発着可能な茨城空港を活用することが極めて有効である。また、令和 12 年(2030 年)の訪日外国人旅行者数の政府目標が、6,000 万人であることを踏まえ、茨城空港におけるゲートウェイ機能を強化し、首都圏空港として積極的な活用を図ること。

- 1 乗入便数や乗入機材などの空港の状況に応じた空港施設の機能強化や検討への協力
- 2 訪日誘客支援空港への着陸料及びグランドハンドリング等の運航経費の支援の再開及び支援内容の拡充
- 3 グランドハンドリング体制整備に対する支援制度の継続及び燃料運搬も含めた給油体制への支援制度の拡充
- 4 国際線の運航状況に対応したC I Q体制の充実
- 5 空港運用時間の変更手続の簡素化

地方創生の推進について

＜提案・要望先＞ 内閣官房、内閣府

＜提案・要望の内容＞

地方において、人口減少・少子化の流れに歯止めをかけ、地方創生を推進するためには、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり、そのためには国による継続的な財政支援や人的支援、大胆な規制改革の実現等が求められております。

国におきましては、令和4年(2022年)12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、地方における地域ビジョンの実現に向け、政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化しつつ、様々な施策をフル活用し、地方の自主的・主体的な取組を支援していくこととしております。

財政支援については、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できるものとし、起業や企業支援による働く場の確保、観光や農林水産業の振興、地方への人材還流、少子化対策、女性の活躍促進など、地方創生・人口減少の克服のための幅広い事業等に活用できるよう必要な財源を確保すべきであります。

人的支援については、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員等を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度や民間のデジタル専門人材を地域課題を解決するために派遣するデジタル専門人材派遣制度が有効であることから、新たな人材ニーズに関する自治体からの要望についても積極的に対応すべきであります。

さらに、国家戦略特区における新たな地方創生特区の指定にあたっては、地方の創意工夫による地方創生の取組を推進するための制度として、地方からの提案を大いに採用すべきであります。

一方、地方創生を実現するためには、国が自ら果たすべき役割は極めて大きいものです。東京の一極集中の是正や地方における若者の定着などについては、長期的視点に立って、不退転の決意で取り組むべきであると考えます。

以上の状況を踏まえ、今後の地方創生施策の展開にあたり、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 地方創生の取組はまだ道半ばであることから、地方創生の実現に向けて地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、

令和7年度地方財政計画において「地方創生推進費」及びデジタル田園都市国家構想交付金について十分な財源を確保すること。

特に、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）については、交付対象外経費をより限定的にするなど今後も交付金の運用の自由度を一層高めるとともに、申請上限数について緩和すること。加えて、移住支援金については、子育て世帯加算の増額等により、総支給額の正確な見込が更に困難となっているため、年度途中においても増額を含む変更申請に対応するなど、制度の柔軟な運用を行うこと。

また、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）については、令和5年度補正予算で300億円が確保されるとともに、複数年度にわたる施設整備事業のため、令和6年度当初予算で50億円が確保された。しかし、当初予算分については予算額が少なく、要件も厳しいことから、引き続き増額及び要件の緩和を行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的にこたえるため、地域の実情を踏まえた弾力的な取扱いを行うこと。

さらに、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）については、令和5年度補正予算で360億円が措置されたところであるが、単年度のみでの支援となっていることから、地域の実情に応じたデジタル実装の取組が着実に実現できるよう、必要な予算を確保するとともに、複数年度に渡る支援を行うこと。

- 2 地域経済を活性化し、地方創生を図っていくためには、地方の創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改革していく必要があることから、提案を積極的に取り入れ、本県を国家戦略特区の新たな区域として指定すること。

特に、令和6年(2024年)1月に本県が行った地域・社会課題の解決に向けた新たな規制・制度改革に係る提案について配意すること。

- 3 政府関係機関の地方移転の実施にあたっては、「政府関係機関移転基本方針」に基づき進めることとされ、このうち、研究機関・研修機関等については、平成28年(2016年)度に機関別の年次プランが作成されたところだが、つくばに集積した科学技術は、我が国全体の貴重な財産として断固堅持すべきであり、年次プランに基づく今後の取組にあたっては、本県における地方創生の実現を妨げ、我が国の科学技術力を低下させることがないようにすること。

- 4 若者をはじめとする地方への人の流れを促進し、流出を抑制するため、本社

機能の地方移転の促進に向けた地方拠点強化税制の優遇措置を制度化するとともに、交通、医療、情報通信等の住環境の整備などを強力に支援すること。また、大学等の高等教育機関の地方移転を進めるとともに、大学等と自治体・企業・NPO等が連携して行う地域を志向する意識の醸成、就労支援、新たな雇用の創出などの取組を強力に支援すること。

地方分権改革の推進について

<提案・要望先> 内閣府、総務省

<提案・要望の内容>

真の分権型社会を構築していくためには、国は外交・防衛など国家としての存立に関するものや、基幹的なインフラ整備、最先端の研究開発、さらには食料や医療など、国家戦略が必要な役割に専念し、その他の内政に関しては、広く地方が担うことを基本とすべきであります。その際、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途の決定を行い、住民の意向を反映した行政運営を可能とするような行財政制度を構築する必要があります。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法を成立させるとともに、「提案募集方式」を導入するなど地方分権改革を進めております。

しかしながら、これまでの政府の取組は、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性・自立性を高めるという地方分権改革の見地からすれば、未だ不十分であると言わざるを得ません。今後、さらなる改革の実現に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきであります。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、住民生活を守り、地域の活性化を担う地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など依然として厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠であります。

つきましては、真の分権型社会の構築に向け、下記事項についてその実現を強く要望いたします。

記

1 事務・権限の移譲については、これまで地方が強く求めてきたハローワークなどに係る事務・権限の移譲に更に積極的に取り組むとともに、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を確保できるようにすること。

義務付け・枠付けの見直しについては、地方の裁量を許さない「従うべき基準」について、廃止または「参酌すべき基準」へ移行するとともに、今後の見直しに当たっても、新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

「提案募集方式」については、所管府省と十分に調整を行い、提案をできる限り実現すること。

2 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、教育、地域経済活性化・雇用対策、防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮できるよう総額を確保するとともに、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、引き続き増加する社会保障関係費や地域の活性化の取組など、地方の行政需要を的確に把握し、今後の地方財政計画に計上するとともに、持続可能な交付税制度の確立を図るため、地方財源不足の解消は、更なる地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応することとし、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。さらに、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累積していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）について、引き続き、条件不利地域等、地域の実情に配慮し、地方交付税の性格及び機能を踏まえ、国による政策誘導とならないようにすること。

なお、近年、地方の基金残高が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を行うべきとの議論がある。地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ない。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金残高の状況を理由とした地方財源の削減は行わないこと。

3 消費税及び地方消費税の引上げが、令和元年(2019年)10月に行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割等を十分に踏まえ、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

また、10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」に係る施策を実施する際には、地方行財政に

係るものについて、地方と十分に協議をするとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任においてしっかり確保すること。特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年(2020年)度以降の地方負担については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。

なお、10%への引上げに伴う軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。また、社会保障制度改革の推進に当たっては、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行い、地方の意見を十分に反映させること。

併せて、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

- 4 令和元年(2019年)度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、国において必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施運用に向けた取組を進めること。

- 5 平成28年(2016年)度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方公共団体の歳入に影響を与えることのないよう地方税財源を確保すること。

なお、令和6年(2024年)度与党税制改正大綱において、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き検討を行うこととされたが、その検討にあたっては、中小法人への負担に配慮し慎重に進めること。

- 6 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、製造業において、事業活動の大きさを反映する指標として

物的要素である有形固定資産等（土地を除く）をベースにしたものを導入するなど、より客観性のある指標とすることを基本とすること。

また、太陽光発電施設について、建設時や発電時において立地する都道府県から行政サービスを受けているものであるから、本県内に人員を有する事務所等を置いていない場合においても分割基準の適用対象に加えること。

7 ゴルフ場利用税については、令和6年(2024年)度税制改正において、地方の意見を踏まえ、現行制度が堅持されたが、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることを踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

8 令和6年(2024年)度与党税制改正大綱において、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討するとされたが、検討に当たっては、道路の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮し、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう十分な配慮を行うこと。

9 国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、本格的な税源移譲に向けた議論を後退させないこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続きの簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、事業の着実な実施のために必要な予算の確保を行うこと。

10 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲とあわせ、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

また、建設国債等の償還については、見合資産の平均的な効用発揮期間が概

ね 60 年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方が採用されている。これに鑑み、霞ヶ浦導水事業をはじめとする直轄事業の地方負担の財源に充てられる地方債についても、単年度の財政負担をさらに平準化するため、財務省令で示されている耐用年数等を踏まえ、30 年を超える償還期間での借入が可能となるよう基準の改正を行うこと。

- 11 地方交付税の算定においては、景気の変動期は、前年度の実績を基礎とした交付税算定額と実収入額との乖離が生じやすく、その結果が地方公共団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算制度及び減収補填債制度が法人関係税等の一部の税目について設けられているが、地方消費税等については設けられていない。特に、地方消費税については、令和元年(2019 年)10 月に税率が引き上げられたことにより、本県税収に占める割合が高くなっており、これまで以上に大きな乖離が発生する可能性が懸念される。

感染症などによりこれまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが考えられることから、経済の著しい悪化やそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が生じる状況においては、地方消費税等についても減収補填債の対象とするなど、安定的な財政措置の仕組みを検討すること。

- 12 地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、DXの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まるテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化する中、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列挙されているなど、法令によって一定の制約がある。また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。